



鴨川市  
令和8年3月

# 第3次 鴨川市総合計画

- 第3次鴨川市基本構想
- 鴨川市第5次5か年計画
- 第3期鴨川市まち・ひと・しごと創生総合戦略

健康と観光の  
融合都市  
自然と共に生きるウェルネスシティ鴨川





---

# ごあいさつ

---

## 夢と希望のもてる まちの実現に向けて



第3次鴨川市総合計画は、本市が将来にわたり持続的に発展し、市民の皆様が安心して暮らし続けられるまちを実現するための指針となるものです。人口減少や少子高齢化の進行、気候変動への対応、デジタル化の進展など、社会が大きく変化する中であっても、鴨川市が有する豊かな自然環境、歴史・文化、そして人と人との温かなつながりは、かけがえのない財産です。これらの強みを生かし、稼ぐ自治体への転換を図りながら、夢と希望のもてるまちづくりを進めていくことが重要であると考えています。

本計画では、将来都市像として掲げる「健康と観光の融合都市～自然と共に生きるウェルネスシティ鴨川～」の実現を目指し、安心して暮らせる生活環境の充実、地域産業の活性化、豊かな自然と調和したまちづくりなど、多様な分野の施策を総合的に推進していきます。医療・福祉・観光・農林水産業などの連携を図りながら、本市ならではのウェルネスのまちづくりを進め、心身ともに健康で活力ある地域づくりを推進してまいります。

計画の実現には、市民の皆様をはじめ、地域団体、事業者、関係機関との連携と協働が欠かせません。それぞれが力を持ち寄り、地域の課題を共有しながら未来をともに創っていくことで、鴨川市の可能性はさらに広がるものと確信しています。

本計画の策定に当たり、活発なご議論をいただいた総合計画審議会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見・ご提言をいただいた市民、市議会の皆様と関係各位に心から感謝申し上げますとともに、本計画が市民の皆様とともに歩むまちづくりの羅針盤となり、将来にわたって誇りを持って暮らし続けられる鴨川市の実現につなげるため、今後とも皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

令和8年3月

鴨川市長 佐々木 久之

# 目次

## 第3次鴨川市総合計画

第1章	計画策定の趣旨	1
第2章	計画の構成・期間	2
	1. 計画の構成	2
	2. 計画の期間	2
第3章	将来人口等の見通し	3
	1. 推計人口	3
	2. 将来展望	3
第4章	土地利用構想	4
	1. 土地利用の基本方針	4
	2. 将来都市構造	4
第5章	計画の方向性	6
	1. 目指す将来都市像(地域ビジョン)	6
	2. まちづくりの基本理念	7
	3. まちづくりの基本方針	7
第6章	基本計画(総論)	10
	1. 施策体系図	10
	2. SDGsの推進	12
	3. 進行管理体制	12
	4. 財政の見通し	13
第7章	基本計画(各論)	14
	基本方針1. 地域の特色を活かした賑わいと活力あるまち	14
	基本方針2. 魅力あふれる住みやすいまち	23
	基本方針3. 自然と共生する安心・安全なまち	29
	基本方針4. 夢と学びのまち	36
	基本方針5. 健やかに暮らせる福祉のまち	42
	基本方針6. 健全で効率的な行財政運営を実現するまち	49
第8章	総合戦略	54
	1. 総合戦略に関する国の動向	54
	2. 総合戦略の方針	54
	3. 施策の展開	55
	戦略方針1. 安心して暮らせる生活環境の創生	55
	戦略方針2. 付加価値創出型の新しい地域経済の創生	56
	戦略方針3. 人や企業の集積と産学官の多様なネットワークの形成	58
	戦略方針4. 新時代のインフラ整備とAI・デジタルなどの新技術の徹底活用	59
	戦略方針5. 広域リージョン連携	60
	資料編	61

# 第3次鴨川市基本構想

## 第1章

### 計画策定の趣旨

本市は、平成17年の旧鴨川市と旧天津小湊町の合併以来、平成18年3月に策定した「第1次鴨川市基本構想」、平成28年3月に策定した「第2次鴨川市総合計画」に基づき、各種施策の推進に取り組んできました。また、平成28年1月に「鴨川市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、続く令和3年3月に策定した「第2期鴨川市まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、「鴨川市第4次5か年計画」と一体的な計画とし、人口減少への対応、地域経済の活性化などに向けた取組を進めてきました。

しかしながら、想定を上回る人口減少・少子高齢化の加速に加え、気候変動に伴う豪雨災害の頻発・激甚化、地域の担い手不足、医療・介護ニーズの増大、さらには物価高騰など、本市を取り巻く環境は大きく変化しています。特に、近年のデジタル技術の急速な進展は、柔軟で多様な働き方が広がるなど、社会環境の変化をもたらし、私たちの生活も大きな転換の時期を迎えています。

このような厳しい状況だからこそ、中長期的な視点を持ち、社会の潮流や将来を見据えながら、本市が目指すべき将来像やまちづくりの方向性を明確にし、必要な施策を推進していくことが求められています。

第2次鴨川市総合計画は、令和7年度をもってその計画期間が終了することから、本市の地域特性や地域資源を最大限に活用し、市民との協働と、産・官・学・金・労・言・士の連携を基調としたまちづくりの指針として、「第3次鴨川市総合計画」を策定します。

#### 産・官・学・金・労・言・士とは

産(さん):企業、商工会、JAなど、産業界全体を指します。

官(かん):国、地方自治体など、行政機関を指します。

学(がく):大学、高校、研究機関など、学术界を指します。

金(きん):銀行、信用金庫、信用組合など、金融機関を指します。

労(ろう):労働組合や労働者の代表などを指します。

言(げん):マスコミ、新聞、テレビ、ラジオなど、言論界を指します。

士(し):弁護士、税理士、中小企業診断士など、各分野の専門家(士業)を指します。

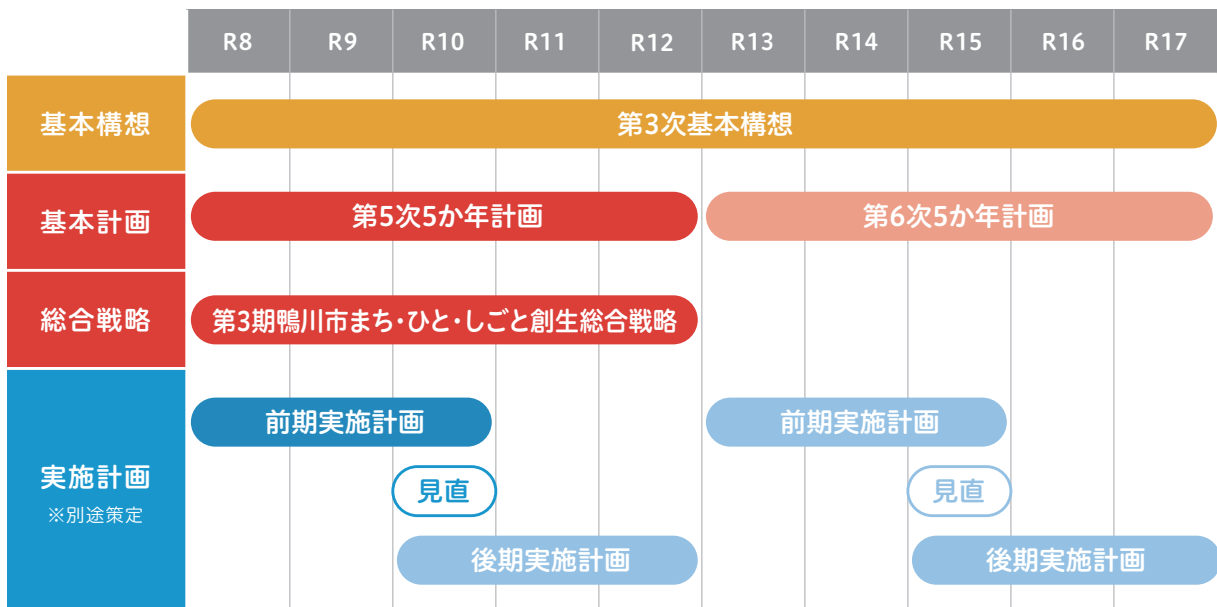
# 計画の構成・期間

## 1. 計画の構成



## 2. 計画の期間

基本構想の期間は、令和8年度から令和17年度までの10年間とします。また、基本計画の第5次5か年計画及び第3期鴨川市まち・ひと・しごと創生総合戦略の期間を、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。さらに、実施計画の計画期間は3年間とし、前期実施計画の期間は、令和8年度から令和10年度までとします。



## 1. 推計人口

本市の人口は、長期間にわたり一貫して減少していますが、この傾向は今後も継続すると推定されます。国立社会保障・人口問題研究所によると、2030(令和12)年時点では、総人口が28,186人となり、2050(令和32)年には22,407人になると推計されています。年齢別では、年少人口と生産年齢人口は、人口・構成割合ともに減少となる一方、老年人口は、人口増のピークこそ超えるものの、構成割合は一貫して増加し40%を超えると推計されます。

本市の「自然増減」は、死亡数が出生数を上回る「自然減」の状態が続いており、また、その減少幅も徐々に大きくなってきています。

「社会増減」については、年によってバラツキがあり、転入超過(「社会増」)となる年もあるものの、全体としては転出超過(「社会減」)の傾向となっています。

### 総人口及び年齢3区分別人口の推移

	年	総人口	年少人口 0～14歳	生産年齢人口 15～64歳	老年人口 65歳以上	年少人口 割合	生産年齢 人口割合	老年人口 割合
実績	1995	人 39,283	人 5,677	人 24,299	人 9,298	% 14.5	% 61.9	% 23.7
	2000	37,653	4,738	22,652	10,263	12.6	60.2	27.3
	2005	36,475	4,183	21,201	11,022	11.5	58.2	30.3
	2010	35,766	3,929	20,221	11,567	11.0	56.6	32.4
	2015	33,932	3,524	17,985	12,295	10.4	53.2	36.4
	2020	32,116	2,991	16,205	12,375	9.5	51.3	39.2
推計	2025	29,748	2,439	15,335	11,974	8.2	51.5	40.3
	2030	28,186	2,160	14,744	11,282	7.7	52.3	40.0
	2035	26,610	1,996	13,717	10,897	7.5	51.5	41.0
	2040	25,092	1,980	12,414	10,698	7.9	49.5	42.6
	2045	23,663	1,921	11,546	10,196	8.1	48.8	43.1
	2050	22,407	1,800	11,030	9,577	8.0	49.2	42.7

出典 実績：各年国勢調査、推計：日本の地域別将来推計人口(令和5年12月) ※(実績)総人口は年齢不詳を含むため各項目の和と一致しない。

## 2. 将来展望

### ① 展望に当たっての視点

- 合計特殊出生率の向上を図ります。
- 移住・定住の促進により、社会増減の均衡を図ります。

### ② 将来展望

人口が減少していくことを前提に、その減少幅を抑制していくことを目指します。

# 土地利用構想

## 1. 土地利用の基本方針

本市のまちづくりの基本理念に基づき、将来都市像の実現を図るため、本市の土地利用の基本方針を次のとおり定めます。

- 総合的かつ計画的な土地利用に向けた適切な誘導施策の推進
- 自然環境の多面的機能の確保に配慮した保全と活用
- 歴史・文化と風土を尊重した魅力ある景観の保全と活用
- 安心・安全に暮らすことができるまちづくりの推進
- 地域特性を最大限に活かした既存産業の育成と新たな産業基盤の整備
- 魅力的で利便性の高い都市空間・居住空間の形成
- 幅広い交流と快適な生活を支える交通基盤の整備

## 2. 将来都市構造

将来都市構造は、人々が集い、憩い、活動する場となる「拠点」、人や物の主要な動線を示す「軸」、そして、同じ特性を持った土地利用が連続して広がる範囲を示す「ゾーン」の3つの要素に分類して設定します。



## ① 拠点

**都市拠点** 都市機能の集積を図るエリア

JR安房鴨川駅を中心に形成された市街地を本市の『都市拠点』に位置付け、市民や来訪者の活動の拠点として、商業・業務機能や公共公益機能、交通結節機能の拡充を図り、中心拠点にふさわしい環境整備と賑わいの創出を図ります。

**地域拠点** 市民生活の中核を担うエリア

鉄道駅を有する天津・小湊・太海・江見地区及び主要地方道鴨川保田線と国道410号の交差点周辺に形成された市街地を『地域拠点』に位置付け、地域住民の生活利便性の向上に資する都市機能の充実を図るとともに、既成市街地内の生活環境の改善を推進します。

## ② 軸

**都市骨格軸** 広域的な交流を支える本市の骨格となる動線

都市拠点と周辺都市との間の移動を支えるとともに、本市の主要市街地が形成されている都市拠点と地域拠点との間をつなぐJR外房線・内房線、国道128号を本市の『都市骨格軸』に位置付け、交通機能の維持・強化を図ります。

**広域連携軸** 都市機能をつなぎ合わせる市内の主要動線

都市骨格軸を補完し、都市拠点、地域拠点及び周辺都市の間の移動を支える国道410号及び主要地方道を『広域連携軸』に位置付け、道路機能の更なる強化を促進します。

## ③ ゾーン

**市街地ゾーン** 安心・安全に住み続けることのできる質の高い市街地

多くの市民が居住するとともに、行政機能や広域的な商業機能が集積する海岸沿いの既成市街地を『市街地ゾーン』に位置付け、都市基盤の充実を図るとともに、市民がいつまでも安心・安全に住み続けることができる、質の高い市街地環境の形成を推進します。

**田園ゾーン** 既存集落の維持・活性化に資する農業生産の場

本市の山間の平たん地に広がる農地や、そこに形成される集落地帯を『田園ゾーン』に位置付け、農業生産の場となる農地の保全・管理を図るとともに、既存集落の維持・活性化にも配慮した適正な土地利用誘導を推進します。

**自然環境ゾーン** 防災や環境保全等の機能を有する自然環境が広がるエリア

沿岸部や丘陵・山間部の森林、河川など、豊かな自然環境が広がる地帯を『自然環境ゾーン』に位置付け、多様な主体による適正な保全・管理を図りながら、自然が有する防災機能や環境保全機能の維持を図るとともに、観光資源としての計画的な活用を推進します。

## 1. 目指す将来都市像(地域ビジョン)

# 健康と観光の融合都市

—— 自然と共に生きるウェルネスシティ鴨川 ——

本市が誇る美しい海と山々、そして温暖な気候を背景に、歴史・文化・自然の恵みを有する観光資源に恵まれた地域であることの強みを最大限に活かし、地域住民と来訪者がともに健康で充実したライフスタイルを送る都市モデルを創出します。

医療・福祉・観光・農業など多分野の連携を通じて、“癒し”と“活力”を提供する次世代型ウェルネスシティを構築し、自然と調和した暮らしの中で、地域経済の活性化と住民のQOL(生活の質)向上を両立させます。






サーフィンや釣りを楽しむ海、土に触れて癒される里山、心も体もほぐす温泉、農水産物の魅力ある食材、歴史と文化を伝える神社仏閣、仲間とともに汗を流すスポーツ施設、さらには充実した医療環境に至るまで、多様な分野において心身の健康増進につながる観光資源が集積しています。これらを有機的に活かし、「健康」と「観光」を融合させたまちづくりを進めることで、市民が健やかに暮らし、訪れる人々が癒しと活力を得られる持続可能な地域社会の実現を目指します。



## 2. まちづくりの基本理念

本市を取り巻く社会・経済環境、地域ニーズの変化に対応し、本市が進むべき方向性を明らかにするため、本市が推進するまちづくりの全分野にわたる基本理念を次のとおり定めます。

### 基本理念

- 
**1. 「交流」のまちづくり** ▶ 多くの人々が集う、交流に支えられた賑わいあふれるまちづくりを進めます。
- 
**2. 「元気」のまちづくり** ▶ 地域全体が活力にあふれ、住む人も訪れる人も元気になる、住んでみたい、ずっと住み続けたいまちづくりを進めます。
- 
**3. 「環境」のまちづくり** ▶ 豊かな自然環境と快適な生活環境が調和した、持続的に発展可能なまちづくりを進めます。
- 
**4. 「協働」のまちづくり** ▶ 産学民官の連携による協働のまちづくり・ひとづくりのもと、みんなが主役のまちづくりを進めます。
- 
**5. 「安心」のまちづくり** ▶ 市民一人ひとりが安全で健やかに、生涯を通して安心して暮らすことができるまちづくりを進めます。

## 3. まちづくりの基本方針

基本方針は、本市のまちづくりの基本理念に基づき、将来都市像の実現を図るため、政策分野ごとに、その取り組むべき方向性を定めるものです。



## 基本方針①：地域の特色を活かした賑わいと活力あるまち

持続可能な農林水産業の振興に注力し、地域の豊かな自然資源を活かした生産力の向上と安定的な産業基盤の確立を図ります。地域の特色を活かした農林水産物のブランド化や6次産業化の推進にも取り組み、持続可能な成長を支えます。また、地域に根ざした商工業の振興と企業等の誘致を積極的に進め、新たなビジネスチャンスの創出や雇用の拡大を目指します。さらに、多様な観光資源や交流事業の充実により、地域の魅力を国内外に発信し、観光客や交流人口の増加を促進します。加えて、移住・定住の促進を図るため、生活環境の整備や子育て支援、地域コミュニティの活性化に努めます。人・モノ・経済を循環させることで、魅力があふれる地域の活力と持続可能な発展を支えていきます。

### 基本施策

- |                          |                 |
|--------------------------|-----------------|
| ①-1 持続可能な農林水産業の振興        | ①-3 多様な観光・交流の振興 |
| ①-2 地域に根ざした商工業の振興と企業等の誘致 | ①-4 移住・定住の促進    |

## 基本方針②：魅力あふれる住みやすいまち

利便性の高い地域交通網の整備を推進し、市内外の移動がよりスムーズかつ便利になる環境を整えることで、市民の生活の利便性向上と経済活動の活性化を図り、地域の発展に寄与します。また、快適な居住環境の整備にも力を入れることで、住宅や公共空間の質の向上を図ります。さらに、上下水道の整備を着実に進め、安全で安定した水環境の提供に努めるとともに、環境衛生施設の充実を図り、健康で清潔な生活基盤の強化に取り組みます。このように生活基盤を整備することで、誰もが住みやすいまちづくりを推進します。

### 基本施策

- |                      |               |
|----------------------|---------------|
| ②-1 利便性の高い地域交通網体系の整備 | ②-3 上下水道の整備   |
| ②-2 快適で安全な居住環境の整備    | ②-4 環境衛生施設の整備 |

## 基本方針③：自然と共生する安心・安全なまち

豊かな自然環境の保全と市民の環境意識の高揚に取り組み、地域の自然資源を未来へ継承します。また、循環型社会の形成と脱炭素化を積極的に推進し、環境負荷の軽減と持続可能な社会の実現を目指します。さらに、消防・防災体制の整備充実により、災害に強いまちづくりを進め、市民の安全を確保します。加えて、防犯対策や交通安全の推進を強化し、誰もが安心して暮らせる環境を整備していきます。これらの施策を通じて、自然と共生しながら安全で安心できるまちを目指します。

### 基本施策

- |                      |                  |
|----------------------|------------------|
| ③-1 自然環境の保全と環境意識の高揚  | ③-3 消防・防災体制の整備充実 |
| ③-2 循環型社会の形成と脱炭素化の推進 | ③-4 防犯・交通安全対策の推進 |

## 基本方針④：夢と学びのまち

子どもたちが自ら考え、行動する力を身につけられるよう、地域や家庭と連携した学校教育の充実に取り組み、個々の学びを支える教育環境を整備します。また、市民が年齢や世代を問わず学び続けられるよう、生涯学習の機会を充実させ、地域の活力やつながりの強化につなげていきます。さらに、伝統文化や芸術活動の振興を通じて、心豊かに暮らせる地域づくりを進めます。加えて、誰もが気軽にスポーツに親しめる環境を整え、健康づくりや地域の一体感の醸成を図ります。こうした学びや文化・スポーツの振興を通じて、市民一人ひとりが夢を持ち、成長を実感できるまちを目指します。

### 基本施策

- ④-1 生きる力を育む学校教育の充実
- ④-2 生涯学習の充実と文化の振興

- ④-3 スポーツの振興

## 基本方針⑤：健やかに暮らせる福祉のまち

健康寿命の延伸と生涯現役生活の実現に向けて、市民一人ひとりの健康づくりや介護予防を推進し、高齢者が社会とのつながりを保ちながら、いきいきと活躍できる環境づくりを進めます。安心して子どもを産み育てられるまちを実現するため、妊娠・出産から子育て期までの切れ目のない支援体制を整え、保育サービスの充実や子育てに関する相談体制の強化に取り組みます。また、障害のある人や高齢者、子育て世代、外国人など多様な立場の人々が、地域の中で互いに支え合いながら自分らしく生活できるよう、福祉サービスの向上と地域共生の仕組みづくりを推進します。全ての市民が安心して暮らせるよう、誰もが尊重され、主体性を持って参加できる包容力のあるまちの実現を目指します。

### 基本施策

- ⑤-1 健康寿命の延伸と生涯現役生活の実現
- ⑤-2 安心して産み、育てられる子育て支援の推進

- ⑤-3 みんながいきいきと暮らせる社会の形成

## 基本方針⑥：健全で効率的な行財政運営を実現するまち

市民サービスの安定的な提供と利便性の向上に向けて、業務の見直しやデジタル化の活用を進め、行政の質を高めます。また、中長期的な視点に立った健全な財政基盤の確立に取り組み、安定的な自治体運営を支えるとともに、透明性と信頼性のある行財政運営を実現します。これらの施策を通じて、限られた財源を有効に活用し、持続可能で効率的な行政運営を推進することで、変化する社会情勢や多様な行政課題に柔軟に対応できる体制を整え、市民とともに歩む持続可能なまちづくりを進めます。

### 基本施策

- ⑥-1 市民サービスの安定化と利便性向上

- ⑥-2 健全な財政基盤の確立

# 基本計画(総論)

## 1. 施策体系図

基本構想で設定した6つの基本方針により、以下のとおりその基本施策・個別計画を位置づけます。個別計画は、各分野における取組を着実に推進していくため、その具体的な取組内容を記載した計画・方針・指針などを示すものです。



## 6つの基本方針にまたがる 個別計画

- 鴨川市都市計画マスタープラン
- 鴨川市過疎地域持続的発展計画
- 鴨川市国土強靱化地域計画

※個別計画の名称は、計画策定時点



## 2. SDGsの推進

SDGsは、「Sustainable Development Goals」の略で、平成27年の国連サミットにおいて全会一致で採択された、令和12年を目途とした国際社会の共通目標です。持続可能な世界を実現するための包括的な17の目標と169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人として取り残さない」社会の実現を目指し経済・社会・環境をめぐる広範な課題に対する統合的な取組が示されています。

国は平成28年12月に「持続可能な開発目標(SDGs)実施指針」を策定し、地方自治体に対し、その達成に向けた取組を求めています。本市においても、これまで持続可能な社会の実現に向け、様々な取組を推進してきました。

さらに、本計画の推進を通じてSDGs達成を一層促進するため、総合計画とSDGsの取組を一体的に推進していきます。

### SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



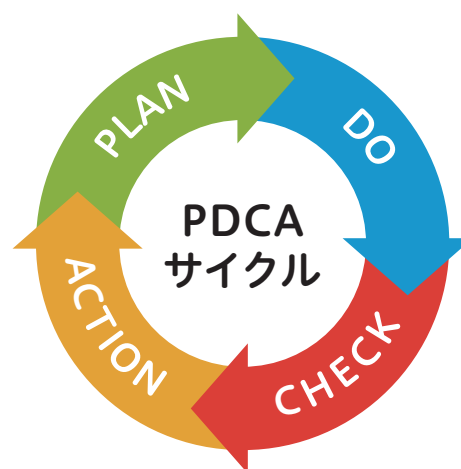
## 3. 進行管理体制

基本計画及び実施計画の進行管理については、行政事業レビューの仕組み等を活用し、各施策・事業の取組内容を検証・見直すことでPDCAサイクルを循環させ、計画の実効性を高めるとともに、効果的・効率的な推進を図ります。

施策については、基本目標の達成状況を定期的に把握・検証し、その結果に基づき、見直し・改善を図ります。

また、事務事業については、毎年度、重要業績評価指標(KPI)の達成状況を把握・検証し、その結果に基づき、次期実施計画の策定時に見直し・改善を図ります。検証の結果は公表し、市民への周知を図ります。

なお、検証結果や社会経済情勢の変化等により、基本計画等の内容に変更を加える必要が生じた場合は、計画期間中であっても所要の改定を行うものとします。



## 4. 財政の見通し

この財政計画は、計画期間における財政の見通しを明らかにするものです。

本市の財政構造は、市税などの自主財源の比率が歳入総額の約4割にとどまり、地方交付税や国・県支出金などの依存財源の比率が約6割を占めていることから、国や県の動向に影響を受けやすい体質となっています。

我が国経済は、賃上げや企業の投資意欲など前向きな動きが見られ、名目・実質GDPとも令和3年度以降、過去最高水準を更新している一方で、国の債務残高は対GDP比で約235%という厳しい財政状況にあり、政府においては、可能な限り早期に国・地方を合わせたプライマリー・バランスの黒字化に取り組むこととしています。

このため、地方財政についても国と基調を合わせた歳出削減が避けられない状況にあることから、地方の一般財源確保に向け、国の政策動向を注視していく必要があります。

本市においては、合併後の財政支援措置の終了に伴い実質単年度収支の赤字が継続したことから、平成30年度に「強い鴨川づくりに向けた財政等適正化基本方針」を策定し、これに沿って財政健全化の取組を進めてきました。

これにより財政調整基金は増加傾向となった一方で、可燃ごみの処理体制の変更によるじん芥処理費の増嵩などにより経常収支比率が上昇し、令和5年度決算で102.2%、令和6年度決算では102.1%と2年連続で100%を超過している危機的な状況にあります。

さらに今後の財政収支推計では、計画期間を通して15億円以上の収支不足が見込まれています。

人口減少、高齢化は一層進行していくことが見込まれる中、地域の活力を最大化し、安心・安全に暮らせるまちづくりを進めていくためには、財政構造の抜本的転換に向けて一層の歳入確保、歳出抑制を図るとともに、効率的な行財政運営の実現のため、組織、施設、財産、人材などのあらゆる資源を有効に活用する仕組みを再構築することが求められます。

これらの状況を踏まえ、計画期間を通して一層の取組を推進し、健全な財政運営の実現を図ることを基本とした5年間の財政収支の見通しは、以下のとおりです。

■歳入 (百万円)		■歳出 (百万円)	
区分	額	区分	額
市税	22,765	人件費	18,811
地方交付税	24,895	物件費	14,542
国庫支出金	10,324	扶助費	15,356
県支出金	5,443	公債費	8,901
地方債	4,998	投資的経費	9,382
その他	20,814	その他	22,247
合計	89,239	合計	89,239

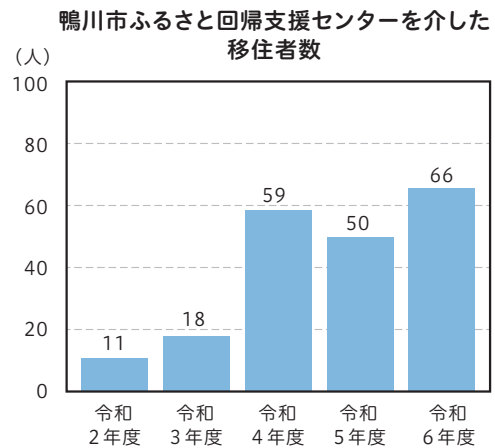
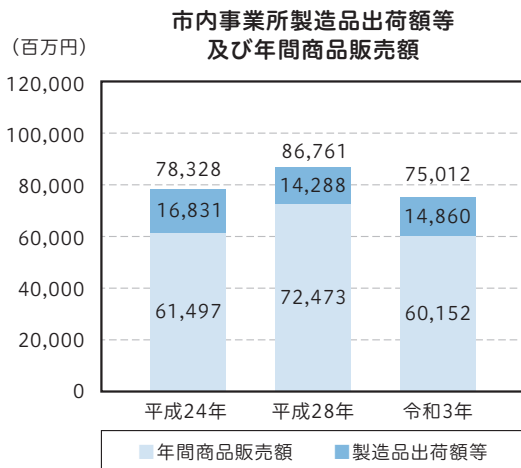
基本方針①

地域の特色を活かした  
賑わいと活力あるまち



現状と課題

- 農業産出額は減少傾向にあり、従事者数の減少・高齢化に加え、有害鳥獣による被害の増加、資材・燃料費の高騰等が主な要因として考えられます。さらに、耕作放棄地の増加、後継者不足が懸念されています。
- 製造業、卸売・小売業の事業所数及び就業人口についても地域の高齢化が進み、減少を抑えられていない状況です。市内事業所製造品出荷額等及び年間商品販売額では、年間商品販売額が大幅に減少しています。一方、医療・福祉産業人材養成人数は、着実な成果が出ています。
- 観光入込客数は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、令和2年は大幅減少となりましたが、近年は回復傾向にあります。
- 転入者は、施策の成果として増加していますが、全体としては減少傾向にあり、転出超過となっています。そのため、地元出身者が帰ってくるための施策など、本市の魅力の効果的に発信することが期待されています。



## 目指すべき姿

- 観光レジャー施設や自然環境、文化・歴史などの地域資源を活用した賑わい創出の取組により、地元産業や商店が活性化している。
- 市民や来訪者がまちの魅力を実感し、多様な人々が移り住み、定住し、地域の活力が持続している。

### ■ 基本目標

指標名	基準値 (基準年次)	目標値 (令和12年度)	備考
農業産出額	2,700百万円 (令和4年)	2,700百万円	減少傾向の中、 現状維持を目指す
年間漁獲量	6,438t (令和5年)	6,438t	減少傾向の中、 現状維持を目指す
市内事業所製造品出荷額等及び年間商品販売額	75,012百万円 (令和3年)	79,360百万円	
観光消費額	39,784百万円 (令和6年)	43,762百万円	
鴨川市ふるさと回帰支援センターを介した移住者数(累計)	—	350人	

## 基本施策

### (1) 持続可能な農林水産業の振興

- 豊かな自然環境を活かした農林水産業を次世代へと継承していくため、担い手の育成や経営の安定化、ブランド化、スマート技術の導入を進めます。
- 環境と調和した生産や地産地消の推進により、食の安心・安全を確保しつつ、持続可能で活力ある産業基盤を形成します。
- 農地や漁港の計画的な基盤の整備・改修や、施設の長寿命化などのインフラの更新を推進し、災害に強い安定した生産環境を確保するとともに、新規従事者の発掘・育成、経営支援を通じて担い手の確保を図ります。
- 農業における耕畜連携の推進や水産業における適切な資源管理に加え、森林整備による多面的機能の維持により、農林水産業全体の持続的な発展を図ります。
- 近年深刻化するサル、シカ、イノシシなどによる被害に対応し、集落ぐるみでの有害鳥獣対策を推進します。
- 付加価値の創出、販路拡大を進めるとともに、拠点となる総合交流ターミナル「みんなみの里」の機能強化を図り、地域の魅力発信と活力向上を図ります。また、水産業においては、漁業協同組合等と連携し、地魚を活かしたブランド力向上と販売促進を図ります。

市民会議より主要な解決策 (■はチームNo.)

- 3 林道やハイキングコースの整備(市民に協力・ボランティアしてもらう)
- 3 休耕田や海の資源を移住者に活用してもらう(移住希望者に農林漁業の経験をしてもらう機会を提供)
- 7 1次産業 農業機械の貸出+6次産業化への支援

■重要業績評価指標(KPI)

指標名	基準値 (基準年次)	目標値 (令和12年度)	備考
経営耕地面積	1,217ha (令和2年)	1,217ha	減少傾向の中、 現状維持を目指す
認定新規就農者数(累計)	—	5人	
有害鳥獣による年間農作物被害額	24,934千円 (令和6年度)	17,453千円	
森林の整備面積(間伐・造林等)(累計)	—	40.0ha	
新規就漁者数(累計)	—	5人	

■主な取組

事業名	概要	担当課
有害鳥獣対策事業	野生のサル・シカ・イノシシなどによる農作物等への被害を防止するため、銃やわなによる捕獲、防護柵の設置を支援します。	農林水産課
農地の集約化及び利用促進事業	農地中間管理事業を活用した農地の集約化を促進し、農業経営の効率化を図ります。	農林水産課
新規就農者確保育成事業	認定新規就農者の認定や、農業次世代人材投資資金、新規就農相談等による支援を行います。	農林水産課
担い手支援事業	農業近代化資金利子補給、認定農業者農業用機械等整備事業などにより農業の担い手を支援します。	農林水産課
水産業振興補助事業	生産施設等への投資支援や漁獲共済掛金に助成して、漁業経営の近代化・安定化を図るとともに、種苗放流の継続実施により、持続的発展が可能な環境を創出します。	農林水産課

事業名	概要	担当課
農業振興事業	作成された「地域計画」の定期的な見直しを行うとともに、農地中間管理事業による分散農地の担い手への集積・集約化、新規就農相談や農業次世代人材投資事業による認定新規就農者への支援、水稻病虫害の共同防除事業支援など、経営の効率化と人材確保に努めます。	農林水産課
日本型直接支払制度促進事業	農業のもつ多面的機能を発揮するために、農道の草刈りや農業用排水路の泥上げ、施設の修繕や更新、景観形成のための植栽など、地域の共同活動を支援します。	農林水産課
交流拠点の再編・整備事業	総合交流ターミナル「みんなみの里」の機能強化や施設全体の適切な管理運用と有効な利活用の促進を図ります。	農林水産課
農業生産基盤の整備及び維持管理事業	農業生産基盤の整備や、既存施設の補修・改修等を実施するとともに、「鴨川農業振興地域整備計画」の見直しを行い、農地利活用の最適化を図ります。	農林水産課
農業用ため池・ダム維持管理適正化事業	農業用ため池・ダムに係る緊急時の体制構築、施設の適正な機能を保全するために必要な事業を計画的に実施し、農業用水利の安定確保と防災対策の充実を図ります。	農林水産課
農地地すべり管理事業	災害等による被害を軽減するため、地すべり防止事業により施工された施設に対し、地域と連携した現地調査などの適切な維持管理を行い、地すべりを抑止し、農地や農業用施設を保全します。	農林水産課
農道維持管理事業	鴨川北部道路や農免江見線など幹線的に利用される農道を重点的に維持管理し、橋やトンネルの長寿化に向けて補助事業を活用した定期点検と整備を行います。併せて、集落間道路の維持・舗装で利便性を高めます。	農林水産課
林道整備事業	林道利用者の利便性と安全確保のため、舗装・側溝の補修や適切な樹木伐採・草刈による管理を実施し、崩落の恐れがある山間部では法面改良工事を行います。	農林水産課
森林整備事業	森林環境整備基本計画に基づき、災害に強い森づくりを推進するとともに、ナラ枯れ対策に努めるなど、森林の持つ多面的機能の回復・維持を図るため、森林環境譲与税を活用し、計画的かつ効率的な森林整備を推進します。	農林水産課
漁港施設維持管理事業	市営漁港や防波堤、物揚場、船揚場などの海岸保全施設、鴨川漁港親水性防波堤(フィッシャリーナ)の維持管理等を行います。	農林水産課
県営漁港整備負担金事業	基幹漁港である鴨川漁港、天津漁港、小湊漁港の長寿命化を図り、補修・更新を推進します。	農林水産課

## (2) 地域に根ざした商工業の振興と企業等の誘致

- 商工業の活性化を図るため、地域資源を活かした特色ある産業の育成や、既存事業者の経営力強化を支援します。
- 景気の影響を受けやすい中小・小規模事業者に対し、金融機関を通じた融資と利子補給により資金繰りを支援し、市内中小企業の振興を図ります。
- 戦略的な企業誘致や創業支援を通じて新たな雇用を創出し、人口減少に対応できる活力ある地域経済の循環を実現します。
- 鴨川市ふるさとハローワークと連携し、就職相談会の開催など、継続的に求職者への支援を行います。

### 市民会議より主要な解決策 (■はチームNo.)

- 7 2次産業 加工品製作のための工場用地確保を容易にする・企業誘致
- 7 3次産業 補助金・サポートの実施

### ■ 重要業績評価指標 (KPI)

指標名	基準値 (基準年次)	目標値 (令和12年度)	備考
市内事業所数(製造業・小売業)	427件 (令和3年)	427件	
市内就業人口(市内事業所で市外居住者を含む就業者数)(製造業・卸売・小売業)	3,973人 (令和3年)	4,023人	
立地企業及び事業所の増加・拡充件数(累計)	7件 (平成26年度~令和6年度)	10件	
市民の完全失業率	2.7% (令和2年)	2.0%	
ふるさとハローワークの紹介による就業者数(累計)	4,705人 (平成26年度~令和6年度)	6,205人	

## ■ 主な取組

事業名	概要	担当課
企業立地等促進事業	本市の関連条例に基づく奨励措置の運用等により、新規企業の誘致はもとより、情報交換・交流等を通して市内事業所の拡充や雇用の拡大を戦略的に促進します。	商工観光課
商工会活動等支援事業	市内商工業者の指導団体である商工会などが実施する事業者の経営改善や地域振興・活性化の取組などを支援します。	商工観光課
中小企業経営等支援事業	中小・小規模企業の資金調達や経営改善を支援するため、融資に係る利子や保証料の一部を補助し、経営の安定化と事業の継続を支援します。	商工観光課
ふるさとハローワーク機能強化事業	鴨川市ふるさとハローワークによる職業相談や職業紹介などを支援するとともに、国等と連携した就職相談会を開催し、雇用の促進・窓口の利便性の向上を図ります。	商工観光課
里山オフィス管理運営事業	里山オフィスへの事業所誘致を進めるとともに、入居団体間や地域との協働事業を推進し、新たな雇用の創出や移住・定住の促進によって地域活性化を図ります。	商工観光課
遊休施設活用推進事業	廃校となった小中学校などの遊休施設を活用し、企業誘致を図ります。	企画政策課

### (3) 多様な観光・交流の振興

- 本市に存する観光レジャー施設や自然環境、文化・歴史などの多様な観光資源を活用し、観光地域づくりを推進するほか、来訪者の増加による地域の賑わいづくり及び経済の持続的発展を目指します。
- 既存の観光施設や地域資源の整備・活用を推進し、観光客や交流人口・関係人口の増加を図ります。
- 前原横渚海岸周辺地域の活性化に向けて、新たな観光コンテンツの造成及び観光拠点の整備の検討を行います。
- 観光関連団体との連携により、持続可能な観光地域づくりに取り組みます。
- ターゲットを明確にしたうえで本市の魅力を効果的に発信し、観光客の誘致を図ります。

#### 市民会議より主要な解決策（■はチームNo.）

- 2 発信（SNSで祭り・行事をリアルタイムで発信し、市としてバズリを目指す）
- 7 観光イベントPRの充実
- 8 駐車場の有料化

#### ■ 重要業績評価指標（KPI）

指標名	基準値 (基準年次)	目標値 (令和12年度)	備考
年間宿泊者数	769千人泊 (令和6年)	846千人泊	
年間観光入込客数	2,749千人 (令和6年)	3,024千人	
里のMUJIみんなみの里の年間入込客数	326,869人 (令和6年度)	376,000人	
鴨川オーシャンパークの年間入込客数	332,272人 (令和6年度)	340,000人	
小湊さとうみ学校利用者数	23,151人 (令和6年度)	25,000人	
総合運動施設の年間利用者数	139,041人 (令和6年度)	145,000人	

## ■ 主な取組

事業名	概要	担当課
観光客誘致イベント支援事業	観光客誘致イベント事業を支援し、本市の魅力向上と一層の観光誘客を図ります。	商工観光課
海辺の魅力づくり推進事業	前原・横渚海岸周辺地域における海の魅力を活用した地域活性化の取組を推進します。	商工観光課
観光プロモーション事業	観光マーケティングに基づいた効果的な観光プロモーション等を実施します。	商工観光課
観光プラットフォーム事業	観光地域づくりに取り組むDMOの活動を支援します。	商工観光課
魅力体験広場維持管理事業	魅力体験広場の適正な維持管理を行うとともに、イベント等の誘致を図ります。	商工観光課
観光団体機能強化支援事業	観光振興の中核的な役目を担う関係団体の活動を支援し、本市の観光振興及び観光誘客の増大を図ります。	商工観光課
オーシャンパーク管理運営事業	指定管理者制度による運営、老朽化した施設の維持管理を適切に行いながら、今後の施設のあり方の検討を行います。	商工観光課
交流拠点の再編・整備事業 (再掲)	総合交流ターミナル「みんなみの里」の機能強化や施設全体の適切な管理運用と有効な利活用の促進を図ります。	農林水産課
海岸美化活動支援事業	魅力ある海岸づくりのため、関係機関との連携のもと、年間を通じた海岸の美化活動を推進します。	商工観光課
海水浴場運営事業	夏の観光客誘致に向け、監視体制を強化し、安心・安全で快適な海水浴場環境の整備を推進します。	商工観光課
市営駐車場維持管理事業	市営駐車場の適正な維持管理を行うとともに、受益者負担の適正化や維持管理に係る財政的な負担の軽減等を図るため、駐車場の有料化についての検討を進めます。	商工観光課
小湊さとうみ学校管理運営事業	スポーツや文化など多様な活動を展開できる小湊さとうみ学校を運営することで、地域内外、多世代間のスポーツ・文化交流の促進を図ります。	スポーツ振興課
スポーツによる地域活性化の推進	総合運動施設とともに、豊かな自然環境や充実した医療・福祉、宿泊施設、食など多くの地域資源を有する環境を活かし、大会や合宿の誘致を図ります。	スポーツ振興課

## (4) 移住・定住の促進

- 子育てや教育、医療など安心して暮らせる生活環境をPRするとともに、ふるさと回帰支援センターを基軸とした空き家バンクの活用による住まいの確保や地域の魅力を積極的に発信することで、積極的に移住希望者を受け入れます。
- Uターン移住の促進に重点的に取り組み、地域にゆかりのある人材の定着を図ります。
- 地域住民との交流やコミュニティづくりを支援し、移住者が地域に溶け込みやすい環境を整えるとともに、帰郷意識の醸成を図り安定的な定住につなげます。

### 市民会議より主要な解決策（■はチームNo.）

- 5 移住者や定住者が気軽に集い、定期的に交流できる場所の整備
- 5 移住者・定住者を受け入れる指標ガイドラインの作成・告知
- 5 当市の良さ、住みやすさをSNSや各種メディアを活用して積極的に発信。気候、医療、介護、環境などの市の魅力に加え、定住者のコメント等のストーリーを発信。
- 5 移住・定住に関する補助金・サポート（空き家活用・企業誘致・創業、子育て世代支援）

### ■ 重要業績評価指標（KPI）

指標名	基準値 (基準年次)	目標値 (令和12年度)	備考
鴨川市ふるさと回帰支援センターを介した年間移住者数	66人 (令和6年度)	70人	

### ■ 主な取組

事業名	概要	担当課
移住定住支援事業	移住に向けた情報発信や移住相談・支援体制の充実を図り、移住のための環境整備や地域との交流を促進するとともに、U・I・Jターンの支援や地域おこし協力隊の活用を推進します。	企画政策課
鴨川市ふるさと回帰支援センターの運営	移住相談窓口の通年開設、鴨川暮らしセミナーや移住体験イベントの開催、都内での移住イベントへの出展による移住促進PR活動などを行います。	企画政策課
空き家バンク制度の運用	市内における空き家の有効活用を通じて移住及び定住の促進並びに交流人口の増加を図ります。	企画政策課
移住就業支援金の交付	東京圏からのU・I・Jターンにより本市に転入し、対象となる企業等に就職又は起業した移住者に支援金を交付し、移住の促進並びに中小企業及び農林水産業等の人手不足の解消を図ります。	企画政策課
奨学金を活用した若者の定着促進事業	就職等により本市に定着する人材を確保するため、奨学金を活用した若者の定着促進を図ります。	企画政策課

## 基本方針②

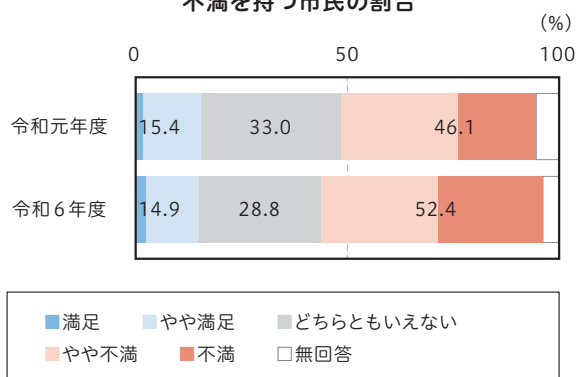
# 魅力あふれる住みやすいまち



### 現状と課題

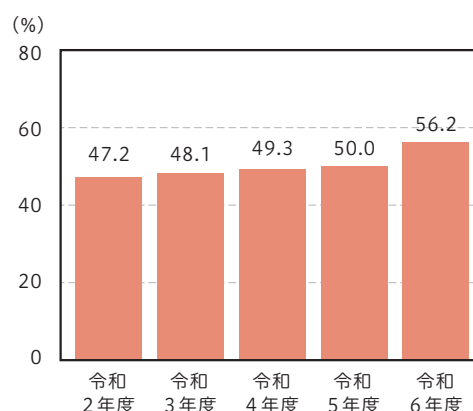
- 公共交通の利用者数は減少傾向にあり、鉄道の減便などによる利便性の低下が懸念されています。市民アンケートでは、路線バスの利用しやすさの満足度が低くなっており、高齢者等を含む誰もが使いやすい公共交通網が求められています。
- 市道の改良率は停滞していますが、市民アンケートでは「身近な道路の安全性」の向上が特に求められています。
- 市営住宅については、施設の集約が進んでいます。空き家の情報受理件数に対する改善率について、一定の成果をあげています。
- 上水については、安定的な供給が継続されており、今後は生活排水の浄化のために合併処理浄化槽の普及促進を図ることが求められています。

「国・県道など幹線道路の整備促進」に不満を持つ市民の割合



出典：鴨川市まちづくり市民アンケート

合併処理浄化槽設置率



出典：庁内資料

## 目指すべき姿

- 誰もが快適に安心して暮らせる住環境が整い、日常の移動にも困らない便利な地域交通が確保されている。
- 上下水道や環境衛生施設などの生活基盤が適切に整備され、清潔で快適な生活が送れている。

### ■ 基本目標

指標名	基準値 (基準年次)	目標値 (令和12年度)	備考
「国・県道など幹線道路の整備促進」に不満を持つ市民の割合	52.4% (令和6年度)	改善	
市内を運行する路線バスの1日当たりの平均利用者数	637人 (令和6年度)	542人	減少傾向の中、減少幅を抑制
住宅の耐震化率	54.0% (令和6年度)	95.0%	
合併処理浄化槽設置率	56.2% (令和6年度)	59.0%	

## 基本施策

### (1) 利便性の高い地域交通網体系の整備

- 地域公共交通計画に基づき、民間事業者や沿線自治体と連携し、地域公共交通網の維持確保と利便性向上を図ります。
- 広域的な道路ネットワークの強化と国・県道、市道の整備を計画的に進めるとともに、橋梁やトンネル等の安全対策を進め、信頼性の高い道路網を確保します。

### ■ 重要業績評価指標(KPI)

指標名	基準値 (基準年次)	目標値 (令和12年度)	備考
「鉄道の利用しやすさ」に不満を持つ市民の割合	67.4% (令和6年度)	改善	
「路線バスの利用しやすさ」に不満を持つ市民の割合	71.0% (令和6年度)	改善	
「高速バスの利用しやすさ」に不満を持つ市民の割合	40.0% (令和6年度)	改善	

## ■ 主な取組

事業名	概要	担当課
地域公共交通確保対策事業	地域の公共交通網を持続可能な形で維持・形成していくため、地域公共交通計画の策定・推進を図ります。	企画政策課
民間路線バス維持確保事業	バス事業者に対する利便性の維持・改善についての要望を行うとともに、バス運行に係る経費の補助を行い、路線バスの維持確保を図ります。	企画政策課
コミュニティバス運行事業	民間のサービスを補完する公共交通として、乗り継ぎ利便性やサービス水準に関する検討を継続的に行いつつ、コミュニティバスの運行を行います。	企画政策課
予約制乗合タクシー運行事業	鉄道や路線バスを補完する交通手段として、予約制乗合タクシー「チョイソコかもがわ」の運行を支援します。	企画政策課
市道整備事業	拡幅改良、側溝整備、舗装等により、生活道路の整備を行います。	都市建設課
道路橋梁維持補修事業	各種補修工事や草刈り、側溝清掃業務の実施、補修用材料の支給などにより道路環境を維持します。	都市建設課
道路橋梁維持補修事業 (長寿命化事業)	法面の補修工事、FWD調査・舗装補修工事などにより安全性を確保します。	都市建設課
道路メンテナンス事業	橋梁及びトンネルの定期点検・補修・撤去工事などにより、安全性を確保します。	都市建設課
道路台帳整備事業	道路の区域や道路施設の現況、幅員等、道路管理事務を円滑に行うため、道路台帳の補正を毎年度実施するほか、市道認定路線の未登記土地の解消を行います。	都市建設課
社会資本整備総合交付金事業	市道貝渚大里線及び市道外沼湯谷線外の整備を行います。	都市建設課

## (2) 快適で安全な居住環境の整備

- 狭あい道路の拡幅、危険住宅移転支援、公園の適切な維持管理、民間開発の適切な指導により良好な住宅地を形成します。
- 既存住宅の耐震化・改修、空き家の発生予防・活用、管理不全空き家の解消を図ります。
- 市営住宅は長寿命化計画に基づき維持管理し、高齢者に配慮した住環境を整備します。
- 都市計画マスタープランに基づく市街地整備を推進し、安心・快適な生活環境を実現します。

### ■ 重要業績評価指標 (KPI)

指標名	基準値 (基準年次)	目標値 (令和12年度)	備考
「住宅環境の充実」に不満を持つ市民の割合	37.8% (令和6年度)	改善	
「都市計画マスタープランに基づく計画的な土地利用」に不満を持つ市民の割合	30.5% (令和6年度)	改善	
空き家の情報受理件数に対する改善率	50.0% (令和6年度)	55.0%	

### ■ 主な取組

事業名	概要	担当課
住宅・建築物耐震改修等事業	住宅・建築物等の耐震化を促進するための助成を行います。	都市建設課
市営住宅維持管理事業	市営住宅の改修を行うとともに、老朽化が顕著な住宅の用途廃止を行います。	都市建設課
空き家対策事業	空家等対策審議会の開催や空家等所有者への適正管理依頼を行い、地域の生活環境を保全します。	都市建設課
狭隘道路整備事業	住宅等の建替計画と並行して、漁村区域内の狭あい道路を拡幅し、生活環境の向上や災害時等における安全確保を図ります。	都市建設課
公園維持管理事業	公園施設の改修や点検など適正な維持管理を行い、市民の憩いの場としての快適な空間の形成を図ります。	都市建設課
花壇維持管理事業	年間を通じて主要国道などの花壇に花の植栽と管理を行い、地域の環境美化・景観向上に努めます。	環境課

### (3) 上下水道の整備

- 安房地域水道事業統合・広域化基本計画に基づき、適正な財源確保と投資の合理化により、安全で持続可能な水供給体制を確保します。
- 水質保全、合併処理浄化槽への転換促進により、衛生的な生活環境を維持します。

#### ■ 重要業績評価指標(KPI)

指標名	基準値 (基準年次)	目標値 (令和12年度)	備考
合併処理浄化槽設置率	56.2% (令和6年度)	59.0%	

#### ■ 主な取組

事業名	概要	担当課
安房郡市広域市町村圏事務組合 (水道事業)	安房郡市広域市町村圏事務組合による水道事務の共同処理を推進し、持続可能な水道経営を図ります。	環境課
下水道維持管理事業	生活排水、雨水排水の放流先である下水路の適正な維持管理を行います。また、市街地の総合的な雨水排水対策に取り組めます。	都市建設課
排水機場維持管理事業	排水機場を適正に管理し、浸水被害から住民の住環境を守ります。	都市建設課
家庭用小型合併処理浄化槽設置 補助事業	単独浄化槽及びくみ取便所から合併処理浄化槽への転換に助成し、生活排水の適正処理を促進します。	環境課

#### (4) 環境衛生施設の整備

- ごみの減量化や資源化、広域連携処理を推進し、安定的な処理体制の確保とコスト削減を図ります。
- 中継施設の運営や収集運搬体制の整備を進めるとともに、衛生センターの老朽化対応として更新を行い、し尿及び浄化槽汚泥の安定処理体制を確保します。
- 広域火葬場の適正運営に努め、将来にわたり衛生的な生活環境の維持を目指します。

##### ■ 主な取組

事業名	概要	担当課
衛生センター更新事業	地元地区との基本合意を図り、処理施設が老朽化している衛生センターを更新します。	衛生センター
し尿処理事務費	し尿収集運搬業務の安定的な体制を維持するため、し尿収集運搬業務の委託を実施します。	衛生センター
し尿処理施設維持管理費	安定したし尿等の処理や環境保全対策を行うため、衛生センターの更新を行い、施設の適正な維持管理を行います。	衛生センター
安房郡市広域市町村圏事務組合費(火葬場運営)	安房郡市広域市町村圏事務組合による火葬場の適正な管理運営を行い、公衆衛生及び公共福祉の向上を図ります。	環境課

## 基本方針③

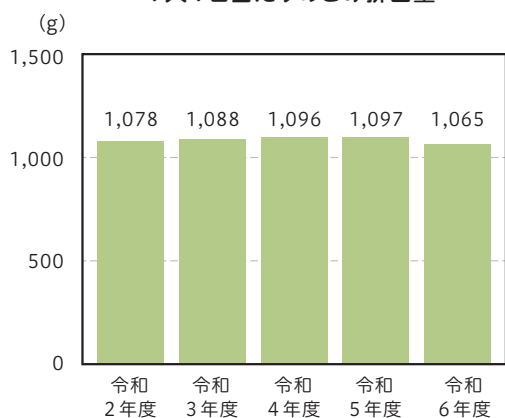
## 自然と共生する安心・安全なまち



## 現状と課題

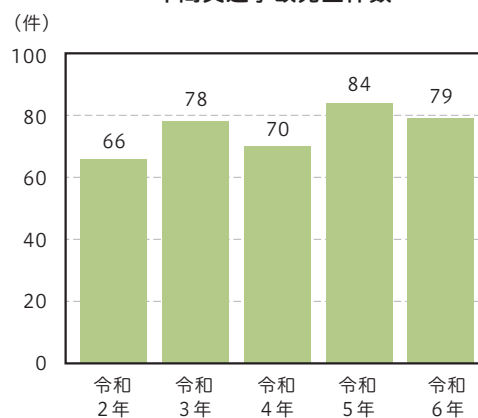
- 自然環境の保護・保全施策の推進が求められている中、不法投棄物の年間撤去量は、増加傾向にあります。
- 1人1日当たりのごみ排出量は改善がみられますが、リサイクル率については向上が見られません。
- 住宅省エネルギー等設備の導入数は増加しています。
- 防災訓練等の年間参加者数は増加しており、市民アンケートや市民懇談会でも地域における防災意識の高まりがうかがえる一方、災害発生時の避難困難者への対応が課題となっており、防災対策の更なる強化・充実が求められています。
- 年間交通人身事故発生件数及び年間犯罪発生件数は減少傾向にあり、消費生活相談件数はほぼ横ばいで推移していますが、更なる安心・安全な地域づくりのため、今後も継続的な取組が求められています。

1人1日当たりのごみ排出量



出典：庁内資料

年間交通事故発生件数



出典：鴨川警察署

## 目指すべき姿

- 市民の環境意識が高まり、豊かで多様な自然環境が守られ、ごみの減量や再資源化、脱炭素の取組が進んでいる。
- 災害や事故・犯罪に強い体制が整い、市民が互いに支え合い誰もが安心して暮らせている。

### ■ 基本目標

指標名	基準値 (基準年次)	目標値 (令和12年度)	備考
1人1日当たりのごみ排出量	1,065g (令和6年度)	771g	
リサイクル率	13.2% (令和4年度)	18%	
温室効果ガス排出量削減率	64.5% (令和5年度)	65%	
消防団員充足率	87.9% (令和6年)	100%	
年間交通事故件数	79件 (令和6年)	減少	
年間刑法犯罪発生件数	248件 (令和6年)	減少	

## 基本施策

### (1) 自然環境の保全と環境意識の高揚

- 地球温暖化対策の推進や大気・水質など生活環境の保全、豊かな自然環境や景観の保全を進めます。
- 市民・事業者・行政が連携し、環境美化活動や意識啓発、不法投棄のパトロール、地域全体で環境への理解と行動を深め、将来にわたり自然と共生できるまちを実現します。

#### ■ 重要業績評価指標(KPI)

指標名	基準値 (基準年次)	目標値 (令和12年度)	備考
「公害防止等の環境保全施策の推進」に不満を持つ市民の割合	24.1% (令和6年度)	減少	
不法投棄物の年間撤去量	17.87t (令和6年度)	14.30t	

#### ■ 主な取組

事業名	概要	担当課
地球温暖化対策事業	市内各施設における温室効果ガスの削減を図るとともに、市内小学校等での周知を図ります。	環境課
住環境美化推進事業	市内各地区でごみゼロ運動等を行うほか、ごみカレンダーを作成・配布し、意識啓発や環境美化を推進します。	環境課
不法投棄防止対策事業	不法投棄監視員や警察環境監視員等による不法投棄のパトロールを強化し、不法投棄を抑止して不法投棄物の減量を図ります。	環境課
住宅用設備等脱炭素化促進事業	家庭における省エネルギーの推進や温室効果ガス発生を抑制するため、脱炭素化設備の設置に対する補助を行います。	環境課

## (2) 循環型社会の形成と脱炭素化の推進

- ごみの減量化・資源化や分別の徹底、処理施設の広域化を推進し、資源循環型社会の構築を目指します。
- 温室効果ガス削減や再生可能エネルギー利用促進など脱炭素化に取り組み、市民・事業者・行政の協働により、持続可能な社会の実現を図ります。

### ■ 重要業績評価指標(KPI)

指標名	基準値 (基準年次)	目標値 (令和12年度)	備考
1人1日当たりのごみ排出量	1,065g (令和6年度)	771g	
リサイクル率	13.2% (令和4年度)	18.0%	
温室効果ガス排出量削減率	64.5% (令和5年度)	65.0%	

### ■ 主な取組

事業名	概要	担当課
広域廃棄物処理事業	6市1町による広域での事業推進体制により、安定したごみ処理体制を整備します。	環境課
ごみ処理対策事業	指定袋により、費用負担の公平化、ごみの減量化を推進します。	環境課
クリーンステーション鴨川 運営・維持管理事業	クリーンステーション鴨川の運営委託により、一般廃棄物の安定的かつ効率的な処理を行います。	環境課
クリーンステーション鴨川 整備事業	クリーンステーション鴨川の整備費に係る割賦料を支払います。	環境課
塵芥収集事業	効率的なごみ収集体制を整備するため、収集運搬業務の民間委託を拡大し、体制の効率化を図ります。	環境課
塵芥処理事業	クリーンステーション鴨川に集積されるごみの処理及び中間処理を委託し、一般廃棄物の処理を適正に行うとともに、ごみの減量化・再資源化を図ります。	環境課

### (3) 消防・防災体制の整備充実

- 過去の災害経験を教訓に、平時から関係機関や民間企業等、多様な主体との連携体制を構築するとともに、災害対策本部設置訓練等各種訓練の実施を通じて、危機管理体制の強化を図ります。また、広域的な消防・救急体制の強化を図るとともに、防災資機材の充実、消防団を中核とした地域防災力の強化及び防災基盤の整備を一体的に推進します。
- 市民の自助・共助を育む防災訓練や出前防災教室により防災に関する意識を高め、自主防災組織の育成、消防団や災害ボランティアとの連携、情報伝達体制の充実により、災害時の迅速な対応と被害の最小化を図ります。
- 災害発生時に障害のある人や高齢者など避難行動要支援者の安全を確保するため、一人ひとりの状況に応じた個別避難計画の策定を推進し、地域防災力の向上につなげます。
- 土砂災害や水害の発生を未然に防止し、災害に強いまちづくりを進めます。

#### ■ 重要業績評価指標(KPI)

指標名	基準値 (基準年次)	目標値 (令和12年度)	備考
防災訓練参加者数(累計)	—	1,823人	
出前防災教室参加者数(累計)	—	2,790人	

## ■ 主な取組

事業名	概要	担当課
消防団運営事業	消防団の活動を支援することで、本市の消防力の強化・充実を図ります。	危機管理課
防災教育・訓練事業	年間を通して様々な災害を想定した訓練や防災教育を行います。	危機管理課
災害対策事業	備蓄食糧や水等を整備・更新することで、万一の災害に備えます。	危機管理課
防災情報伝達事業	多様な防災広報により、被害軽減や早期復旧に資するための防災情報を速やかに伝達します。	危機管理課
自主防災組織育成事業	自主防災組織に対する補助を行い、地域の防災力向上を図ります。	危機管理課
安房郡市広域市町村圏事務組合費(常備消防費)	安房郡市広域市町村圏事務組合による常備消防・救急業務を効率的に推進するとともに、救急体制及び施設・設備の充実を図ります。	危機管理課
避難行動要支援者(要援護者)支援事業	避難について特に支援が必要な方の個別避難計画を作成し、迅速に避難ができるように取り組みます。	福祉課
下水道維持管理事業(再掲)	生活排水、雨水排水の放流先である下水路の適正な維持管理を行います。	都市建設課
排水機場維持管理事業(再掲)	排水機場を適正に管理し、浸水被害から住民の住環境を守ります。	都市建設課
河川改修事業	自然災害から市民の生命、財産を守り、安心・安全な暮らしを確保するため、河川の計画的な改修を実施し、河川機能の維持を図ります。	都市建設課
河川維持補修事業	台風や豪雨等による水害を未然に防ぐため、河川の適切な維持管理を図ります。	都市建設課
急傾斜地崩壊対策事業	がけ崩れによる土砂災害から市民の生命、財産を守り、安心・安全な暮らしを確保するため、関係機関と協力して急傾斜地崩壊対策事業の円滑な実施を図ります。	都市建設課

#### (4) 防犯・交通安全対策の推進

- 警察や地域団体との連携により、交通安全施設の整備、児童等への交通安全啓発、防犯灯の適正配置・LED化、防犯教育を推進します。
- 消費生活相談体制の充実や情報提供、啓発活動を通じて消費者被害の未然防止に取り組みます。

##### ■ 重要業績評価指標(KPI)

指標名	基準値 (基準年次)	目標値 (令和12年度)	備考
「消費者トラブルや悪徳商法等への対応の充実」に不満を持つ市民の割合	16.8% (令和6年度)	減少	

##### ■ 主な取組

事業名	概要	担当課
防犯対策事業	防犯灯の設置・維持管理や関係機関と連携した防犯パトロールを実施します。	危機管理課
犯罪被害者等支援事業	犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、見舞金の支給等を行います。	危機管理課

## 基本方針 4

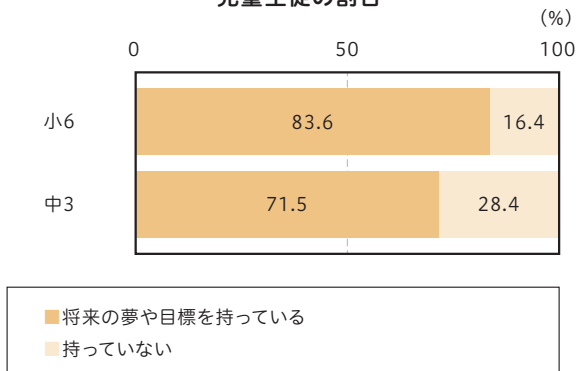
# 夢と学びのまち



### 現状と課題

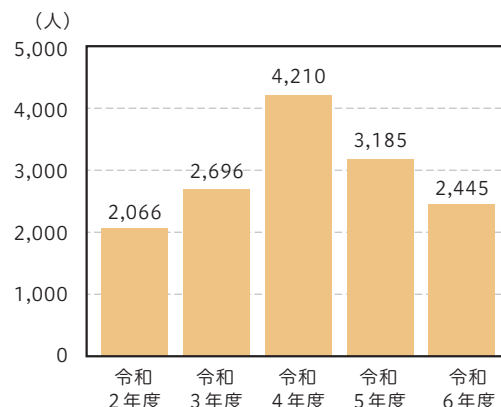
- 子育て・教育に対するニーズが多様化するなか、「お子さんは学校生活を楽しく送っている」と回答した保護者アンケートの結果は、概ね90%の高い数値を維持しています。
- 市民会議では教育環境の整備に関する課題が挙げられ、子どもたちが将来に希望を持ち、夢を実現できるような環境を整備することが求められています。
- 児童生徒数の減少等により小中学校の適正配置に関しての検討や、市民会館や公民館等の廃止に伴い文化活動の場所の確保について関心が高まっています。
- 郷土の歴史文化を次世代に継承するため、市民一人ひとりの地域への関心を高める必要があります。
- 大学等との連携による取組については、参加者数が減少傾向にあります。大学が持つ知的財産を市民に還元するため、参加者を増加させる必要があります。
- 総合運動施設の利用者数や鴨川オーシャンスポーツクラブの会員数は、順調に増加・維持していますが、より多くの市民が運動を習慣化するための取組を継続的に行う必要があります。

「将来の夢や目標を持っている」  
児童生徒の割合



出典：庁内資料

郷土資料館・文化財センターの年間利用者数



出典：庁内資料

## 目指すべき姿

- 主体的に学べる教育環境が整えられ、子どもが「知」「徳」「体」のバランスの取れた「生きる力」を身につけている。
- 子どもから高齢者まで学び続けられる生涯学習や文化・スポーツとふれあう機会がある。

### ■ 基本目標

指標名	基準値 (基準年次)	目標値 (令和12年度)	備考
「将来の夢や目標を持っている」児童生徒の割合(小6、中3)	77.5% (令和6年度)	向上	
郷土資料館・文化財センターの年間利用者数	2,445人 (令和6年度)	3,000人	
1日30分以上の運動を実施している人の割合(40歳～74歳国保加入者)	40.58% (令和6年度)	向上	
総合運動施設の年間利用者数	139,041人 (令和6年度)	145,000人	

## 基本施策

### (1) 生きる力を育む学校教育の充実

- 保幼小中一貫教育を推進し、発達段階に応じた切れ目のない学びを提供するとともに、インクルーシブ教育の充実やICT機器を活用した個別最適化学習を進め、多様な子どもの資質・能力を最大限に伸ばします。
- SDGsに基づく持続可能な社会づくりを担う教育、不登校や就学に対する支援、安全な学校施設整備に取り組みます。
- 地域や家庭と連携した学校運営、特色ある学校づくり、栄養バランスの取れた学校給食を通じ、児童生徒が地域に誇りを持ち、未来を切り拓く力を育む教育環境を整えます。
- いじめの未然防止、早期発見及び解消については、学校が家庭や地域、関係機関との連携を図り、総合的かつ効果的に推進します。

### 市民会議より主要な解決策(■はチームNo.)

- |   |                                   |
|---|-----------------------------------|
| 1 スクールバスを高校生の通学を利用                      | 1 小中学校の統合をして、環境を充実させる(エアコン・タブレット) |
| 1 学校が終わった後にもっと勉強をしたい人の勉強のできる場をつくる       |                                   |
| 1 近隣の市町も含めた学校間の交流大会を増やす                 | 2 学校開放(「たまり場」をつくる)                |
| 4 家庭の負担を軽減(給食費を無償、学用品の購入費用補助)           |                                   |
| 4 学校の統合(子どもが通学しやすいようにバスを充実)             | 4 環境整備(全教室エアコン、フリーWi-Fi)          |
| 4 教育内容の充実(鴨川に愛着が持てる教育、全体的な学力の底上げ)       |                                   |
| 8 市内学校の統合と特色のある学校づくりにより移住者を増やす          | 9 鴨川市の将来を見据えた教育システムの構築            |
| 9 学校設備の充実を図り、教員を増やし、少人数制など特色のあるクラスを増やす  |                                   |
| 9 市外から鴨川市で学びたいと思えるような特色ある教育を発信して移住者を増やす |                                   |

## ■ 重要業績評価指標(KPI)

指標名	基準値 (基準年次)	目標値 (令和12年度)	備考
学校が楽しいと感じる児童生徒の割合	90.2% (令和6年度)	向上	
「お子さんは小学校または中学校生活を楽しく送っている」と回答した保護者の割合	89.0% (令和6年度)	向上	

## ■ 主な取組

事業名	概要	担当課
鴨川地区統合小学校整備事業	鴨川地区小学校の適正配置について、将来的なあり方を検討します。	学校教育課
不登校児童生徒支援事業	家庭・学校・関係機関の連携を密にして、不登校児童生徒の社会的自立を目指します。	学校教育課
外国語教育推進事業	生きた英語に触れ、優れた語学力を身に付けるため、外国語指導助手を各学校に適切に配置し、児童生徒の外国語教育を推進します。	学校教育課
学習支援員等派遣事業	外国人児童生徒の生活や学習の支援を行う学習支援員、児童生徒用タブレット端末の効果的な活用を図るためのICT教育指導員を小中学校に派遣します。また、長狭学園に特別支援教育支援員を配置します。	学校教育課
学校運営協議会推進事業	学校の円滑な運営を図るため、地域住民等で構成する協議会の委員を任命し、学校運営や必要な支援などについて協議します。	学校教育課
小・中学校施設改修事業	児童生徒が安全で快適に学べる教育環境づくりを目指し、校舎等の改修を行います。	学校教育課
生徒通学費補助事業	遠距離通学者の保護者に補助金を支給し、経済的な負担軽減を図ります。	学校教育課
小・中学校教育コンピュータ管理事業	タブレットPCを使用した学習を推進するため、ICTを活用した学習環境の充実を図ります。	学校教育課
小・中学校教育振興事業	児童生徒が充実した教育を受けるための図書、教材用備品等を購入するほか、各学校に特別支援教育支援員を配置し、支援体制を強化します。	学校教育課
児童・生徒援助奨励事業	経済的な理由により、学校の学習に必要な費用負担が困難と認められる児童生徒の保護者に対し、学用品費、学校給食費等の一部を援助します。	学校教育課
給食センター維持管理費	老朽化した厨房機器や施設、設備の更新及び修繕を行います。	学校教育課
給食事業	調理及び配送等業務を民間事業者へ委託し、より安全安心なおいしい給食の提供を推進します。また、国の動向を踏まえ、学校給食の無償化を進めます。	学校教育課

## (2)生涯学習の充実と文化の振興

- 市民一人ひとりが主体的に学び、人生を豊かにする学習機会を確保するため、大学等との連携や社会教育施設の適正配置、図書館の機能強化を進めます。
- 地域の自然や歴史、文化を活かした体験学習や交流の場を広げ、文化・芸術活動の発表・鑑賞の機会を充実させるとともに、文化財の保存・活用を推進します。
- 青少年の健全育成を地域全体で支える体制を整え、生涯を通じて学びと文化に親しみ、誇りを持てるまちづくりを進めます。
- 市民の文化・芸術活動の拠点となる新たな施設のあり方について検討を進めます。

### ■重要業績評価指標(KPI)

指標名	基準値 (基準年次)	目標値 (令和12年度)	備考
図書館貸出冊数	109,251冊 (令和6年度)	109,000冊	
文化祭、市民音楽祭、公民館まつり等の 内容に満足した市民の割合	98.7% (令和6年度)	向上	
生涯学習ボランティア登録者数	70人 (令和6年度)	70人	
展覧会・講座・見学会の内容に満足した 市民の割合	96.9% (令和6年度)	向上	

### ■主な取組

事業名	概要	担当課
放課後子ども教室運営事業	青少年の健全育成を図るため、学校休業日である土曜日に小学生が安心して活動できる場としての小学校区ごとの鴨川市土曜スクールの運営を支援します。	生涯学習課
地域学校協働本部運営事業	地域を創生する活動や、幅広い地域住民の参画を得て、学校運営協議会(コミュニティ・スクール)と地域学校協働活動を一体的に推進します。	生涯学習課
青少年海外派遣事業	国際姉妹都市であるアメリカ合衆国マニトワック市との青少年交流を推進します。	生涯学習課
移動教室バス事業	学校教育、社会教育活動のほか市主催行事などの活動の際に移動教室バスを運行します。	生涯学習課
文化活動事業	文化団体等の活動を支援し、鑑賞と発表の機会提供などにより、芸術文化の振興を図ります。また、新たな市民会館について、その有すべき機能などの検討を進めます。	生涯学習課 企画政策課

事業名	概要	担当課
大学等交流事業	大学等との連携による講演会や実験教室、キャンパスツアー等を実施し、学習機会を提供します。	生涯学習課
公民館事業の充実 (公民館教室開催事業)	地域の特性・ニーズに応じた公民館教室や講座等を開催し、生涯学習の充実を図ります。	生涯学習課
公民館維持管理費	各公民館の施設及び設備の適正な維持管理に努めます。	生涯学習課
文化財保護事業	文化財を後世に引き継ぐため、所有者の支援や地域資源としての有効活用など、文化財の保存活用に向けた取組を推進します。	生涯学習課
二十歳の集い事業	二十歳を迎える若者の新しい門出を祝福するとともに、大人としての自覚を持ってもらうことを目的として、式典を開催します。	生涯学習課
国内姉妹都市等交流事業	国内の姉妹都市や友好都市との交流を推進します。	市民生活課

### (3) スポーツの振興

- 市民が生涯にわたりスポーツを楽しみ、体力向上、健康増進及び交流を図ることのできる環境を整備するとともに、スポーツツーリズムなどでの多様な利活用に資するため、総合運動施設や社会体育施設等の計画的整備と効率的運営を進めます。
- 地域スポーツコミッションとの役割分担と連携のもと、市民のスポーツイベントへの参加促進や、大会・合宿誘致を推進し、豊かな自然環境や温暖な気候を活かしたスポーツ観光交流を推進します。
- 多世代が集える拠点である小湊さとうみ学校を活用し、スポーツ及び文化を通じた交流の場を提供することにより、市民の健康の保持増進とスポーツツーリズムの推進を図り、交流人口の拡大を目指します。

#### ■ 重要業績評価指標(KPI)

指標名	基準値 (基準年次)	目標値 (令和12年度)	備考
小湊さとうみ学校利用者数	23,151人 (令和6年度)	25,000人	
鴨川オーシャンスポーツクラブの会員数	150人 (令和6年度)	150人	
総合運動施設を合宿利用した年間宿泊者数	5,705人泊 (令和6年度)	6,000人泊	

#### ■ 主な取組

事業名	概要	担当課
総合運動施設整備事業	利用者が安全で快適な環境でスポーツ活動に参加でき、競技力の向上及び健康増進につながる環境を提供するため、計画的に整備を進めます。	スポーツ振興課
総合運動施設維持管理事業	利用者が安全で快適な環境でスポーツ活動に参加でき、競技力の向上及び健康増進につながる環境を提供するため、総合運動施設を適切に維持管理を行い、安全な施設運営に努めます。	スポーツ振興課
市民スポーツ振興事業	子どもから高齢者までスポーツに親しめるスポーツの習慣化の促進や健康増進、運動能力の向上、スポーツ少年団等の支援に継続して取り組み、市民スポーツの振興を図ります。	スポーツ振興課
マリーンズ交流推進事業	千葉ロッテマリーンズ球団との地域提携イベント、ZOZOマリンスタージアムでのPR活動や自主トレの誘致に取り組み、スポーツ観光交流を推進します。	スポーツ振興課
小湊さとうみ学校管理運営事業(再掲)	スポーツや文化など多様な活動を展開できる小湊さとうみ学校を運営することで、地域内外、多世代間のスポーツ・文化交流の促進を図ります。	スポーツ振興課
スポーツによる地域活性化の推進(再掲)	総合運動施設とともに、豊かな自然環境や充実した医療・福祉、宿泊施設、食など多くの地域資源を有する環境を活かし、大会や合宿の誘致を図ります。	スポーツ振興課

## 基本方針 ⑤

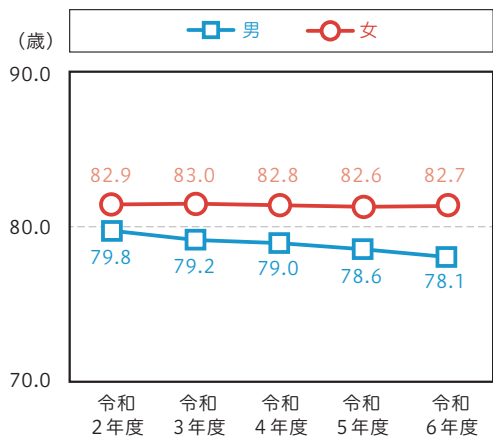
# 健やかに暮らせる福祉のまち



### 現状と課題

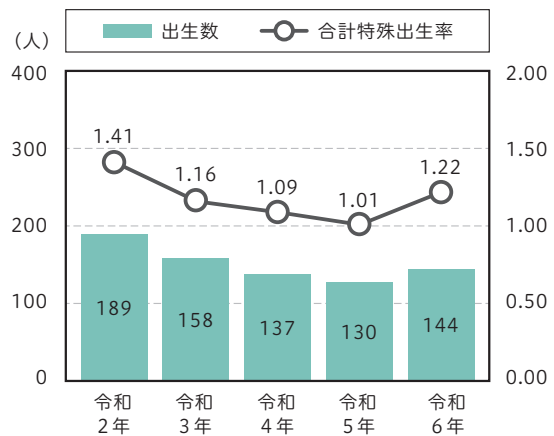
- 少子高齢化が加速するなか、誰もが長く元気に過ごせるよう健康寿命の延伸が重要となっていますが、本市の健康寿命は県平均を下回っている状況となっています。また、特定健診の受診率が県平均と比べて低い状況にある一方で、福祉総合相談センターの新規相談受付件数は増加傾向にあります。
- 合計特殊出生率は全体として減少傾向が続き、令和5年には1.01と、平成17年の合併以降最低となっています。一定の子ども子育て支援施策は実施しているものの、子育て世代を増やす施策の一層の充実が求められています。
- 地域福祉の担い手となる福祉関連ボランティアの登録者数は、減少傾向に歯止めがかかっていない状況にあり、日常生活における買い物に困っている買い物難民等への施策が求められています。
- 近隣市町と比べて外国人の割合が増加傾向にあります。外国人が言葉や文化の違いでコミュニケーション不足とならないための対策が求められています。

健康寿命(平均自立期間)



出典:庁内資料

出生数・合計特殊出生率



出典:千葉県衛生統計年報(人口動態統計)・庁内資料

## 目指すべき姿

- 健康づくりや介護予防に取り組み、市民の健康寿命が延びている。
- 出産支援、子育て支援が充実し、安心して産み、子どもを育てられている。
- すべての市民が住み慣れた地域で自分らしく暮らせる地域共生社会の実現が進んでいる。

### ■ 基本目標

指標名	基準値 (基準年次)	目標値 (令和12年度)	備考
健康寿命(平均自立期間)男	78.1歳 (令和6年度)	80.5歳	
健康寿命(平均自立期間)女	82.7歳 (令和6年度)	85.1歳	
合計特殊出生率	1.22 (令和6年)	向上	
子育ては楽しいと感じる保護者の割合	97.6% (令和6年度)	向上	
福祉関連ボランティア登録者数	461人 (令和6年度)	461人	

## 基本施策

### (1) 健康寿命の延伸と生涯現役生活の実現

- 医療・福祉関連産業の集積という強みを活かし、医療・介護サービスの質向上と人材確保、地域包括ケアシステムの充実を進めます。
- フレイルを予防し、ライフコースアプローチに応じた健康づくりと生活習慣病予防、災害時対応を含む地域医療体制の強化を図るとともに、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる支援体制を整えます。
- 就労や地域活動への参加を促し、生涯にわたり健やかに活躍できる環境づくりを推進します。

### ■ 重要業績評価指標(KPI)

指標名	基準値 (基準年次)	目標値 (令和12年度)	備考
特定健診の受診率	29.6% (令和6年度)	35.0%	
特定健診受診者に占めるメタボリックシンドローム該当者の割合(男)	26.2% (令和6年度)	25.0%	
特定健診受診者に占めるメタボリックシンドローム該当者の割合(女)	8.8% (令和6年度)	5.0%	
市の魅力を「保健・医療・福祉が充実した都市」と考える市民の割合	34.6% (令和6年度)	向上	
自分が健康だと思う市民の割合(40～64歳)	84.7% (令和6年度)	向上	
自分が健康だと思う市民の割合(一般高齢者)	76.2% (令和6年度)	向上	
高齢者に占める要介護認定者数の割合	20.8% (令和6年度)	20.8%	

## ■ 主な取組

事業名	概要	担当課
栄養改善事業	市民の栄養改善や生活習慣改善に関する事業を実施し、食育推進員の育成に努めます。	健康推進課
予防接種事業	各種予防接種の実施により、疾病の罹患・流行の防止を図ります。	健康推進課
各種検(健)診事業	各種がん検診や保健指導等の実施により、疾病の早期発見・早期治療につなげます。	健康推進課
特定健康診査事業	健康寿命を延伸するため、健康診査や特定保健指導等を実施し、生活習慣病の予防に努めます。	健康推進課
介護予防普及啓発事業	高齢者の健康教室や各地区サロン等の機会を利用し、ロコモティブシンドロームや認知症予防、フレイル予防等の介護予防に関する知識の普及啓発を行います。	健康推進課
健康福祉推進計画策定事業	市民の健康意識の醸成を図るとともに、妊娠・乳幼児期から高齢期までのライフコースアプローチに即した健康づくりを推進するための計画を策定します。	健康推進課 福祉課
老人福祉施設措置事業	自宅環境や経済的状況を理由に自宅生活が困難な高齢者に対し、市が費用を負担して養護老人ホームなどの入所措置を行います。また、入所希望対象者の適切な把握に努め、必要なサービス利用につなげます。	福祉課
介護人材確保対策事業	介護人材の参入及び定着促進を図るため、高齢者福祉施設等に従事している職員の資格取得に対する補助金を交付し、資格取得を支援するほか、外国人介護従事者を円滑に受け入れられるよう受入施設への支援を行います。	健康推進課
市立国保病院の充実	公立病院として求められる機能と役割を踏まえ、地域医療を担うとともに、地域包括ケア体制の充実を図ります。また、収益の増加や支出の抑制を図り、経営強化に取り組みます。	国保病院
安房郡市広域市町村圏事務組合費(保健衛生総務費)	安房郡市広域市町村圏事務組合による、広域的な救急・休日・夜間医療体制の充実に努めます。	健康推進課

## (2) 安心して産み、育てられる子育て支援の推進

- 妊娠期から18歳まで切れ目のない支援体制を整備し、子どもの健やかな成長を地域全体で支えます。
- 保育ニーズの多様化に対応したサービス提供、相談体制や経済的支援の充実、児童虐待防止対策を推進し、家庭の負担や不安を軽減します。
- 地域の見守りや交流の場づくりを進め、安心して子どもを産み育てられる環境を整えます。

### 市民会議より主要な解決策 (■はチームNo.)

- 2 学童保育の充実(土曜日も長期休業も)

#### ■ 重要業績評価指標(KPI)

指標名	基準値 (基準年次)	目標値 (令和12年度)	備考
こども園に行くことが楽しいようにみえたと回答した保護者の割合	94.6% (令和6年度)	向上	
子育ては楽しいと感じる保護者の割合	97.6% (令和6年度)	向上	

#### ■ 主な取組

事業名	概要	担当課
母子保健事業	妊産婦や乳幼児の健康診査・健康相談等の実施により健全な母子の育成を支援し、専門家のサポートによる育児への不安軽減などに努め、産後ケア等を行います。	子ども支援課
母子歯科口腔保健事業	幼児歯科健康診査やフッ化物歯面塗布、フッ化物洗口事業などにより、幼少期からの歯の健康づくりを促進します。	子ども支援課
家庭児童相談室運営事業	保護者の子育てへの不安、孤立感が和らぎ、喜びを感じながら子育てが行えるよう相談を継続し、虐待の予防・早期発見を図ります。	子ども支援課
児童虐待対策事業	児童虐待の発生防止、早期発見・早期対応に、専門家と協力して取り組みます。	子ども支援課
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの子どものいる全ての家庭を、保健師などが訪問し、育児不安などの相談を受け、必要な情報提供を行います。	子ども支援課
養育支援訪問事業	児童に対する養育が適切に行われるよう、対象となる家庭に、養育に関する相談、指導、助言など必要な支援を行います。	子ども支援課

事業名	概要	担当課
妊婦のための支援給付事業	妊娠の届出時と胎児の数に応じて妊婦支援給付金を支給し、経済的負担軽減を図ります。	子ども支援課
妊婦等包括相談支援事業	妊婦のための支援給付事業と一体的に運用し、妊産婦や乳幼児を養育する世帯に対し、保健師や助産師などが訪問面談を行い、切れ目のない支援を行います。	子ども支援課
子ども医療費給付事業	子どもの保健対策の充実や子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、高校生以下の医療費を助成します。	子ども支援課
教育・保育施設障害児等受入促進事業	市内にある民間の教育・保育施設において、公立施設と同様に障害児等の受入を促進し、発達に応じた個別支援を実施するため、職員等の加配に必要な費用を補助します。	子ども支援課
子ども・子育てトータルサポート事業	子育てに関する情報発信の継続実施、子育て世帯の応援、父母のリフレッシュや家族の居場所づくりを実施し、切れ目ない支援の強化や孤立化防止を図ります。	子ども支援課
児童手当費	家庭等における生活の安定及び次世代の社会を担う児童の健やかな成長を支援することを目的として、児童手当を給付します。	子ども支援課
児童扶養手当費	ひとり親家庭等に対して、生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図るため、児童扶養手当を支給します。	子ども支援課
母子家庭及び父子家庭等自立支援事業	ひとり親家庭に対し、経済的な自立を支援するため、必要な支援を行うとともに、親の就労を支援します。	子ども支援課
教育・保育給付等事業	市から認定を受けて認定こども園等に通う3～5歳児クラスの全ての子どもの保育料及び0～2歳児クラスの市民税非課税世帯の子どもの保育料を無償化します。	子ども支援課
延長保育事業	市内の教育・保育施設における教育・保育時間以外の保育を実施し、安心して子育てをすることができる環境を整備します。	子ども支援課
放課後児童健全育成事業	児童の放課後における適切な遊びと安全な居場所を確保するため、放課後児童健全育成事業を行う団体の運営を支援するとともに、保護者の負担軽減を図り、学童保育を利用しやすい環境を整備します。	子ども支援課
地域子育て支援拠点事業	子育て支援室で、就学前の親子の交流、子育てに関する相談や情報提供を行います。	子ども支援課
一時預かり事業	保護者の就労、疾病等の理由で、家庭において保育をすることが一時的に困難である子どもを施設で一時的に保育し、安心して子育てができる環境を整備します。	子ども支援課
病児保育事業	一時的に保育等が必要な病児について、病児保育施設で預かり、保護者が安心して子育てしながら働くことができる環境を整備します。	子ども支援課

### (3) みんながいきいきと暮らせる社会の形成

- 福祉総合相談センターを中心として、様々な主体と連携し、支援体制の整備を推進します。
- 障害者施策や生活困窮者支援、福祉人材育成を強化するとともに、ボランティアや地域活動の参加促進を図ります。
- 男女共同参画やDV被害者支援、地域コミュニティの活性化を進め、外国人を含め多様な人々が尊重され、生きがいを持ち安心して暮らせる地域づくりを推進します。

#### ■ 重要業績評価指標(KPI)

指標名	基準値 (基準年次)	目標値 (令和12年度)	備考
見守りネットワーク事業協定を締結した事業所数(累計)	23事業所 (令和6年度)	28事業所	
生活保護からの自立世帯数(累計)	83世帯 (令和6年度)	130世帯	
地域で生活するようになった障害のある人の数	0人 (令和6年度)	3人	
障害者施設入所者の地域生活への移行率	0% (令和6年度)	6%	
民生委員・児童委員の充足率	100% (令和6年度)	100%	
日本語教室や多文化共生事業のボランティア登録者数	11人 (令和6年度)	12人	

#### ■ 主な取組

事業名	概要	担当課
シルバー人材センター事業	高齢者の就業機会を確保し、介護予防や生きがいづくり、健康の維持増進を図るため、シルバー人材センター事業を支援します。	福祉課
老人クラブ活動等事業	老人クラブが行う地域社会活動・健康づくり事業等を支援します。	福祉課
自立支援給付事業	介護給付や訓練給付、通所給付などの支援により障害者の社会参加の促進を図るほか、障害除去術等の更生医療や育成医療の給付等も行います。	福祉課
地域生活支援事業	障害のある方が自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、基幹相談支援センターでの専門職による相談や、地域との交流活動等の支援、成年後見制度の利用促進、差別解消の啓発等を実施します。	福祉課

事業名	概要	担当課
障害者福祉扶助事業	障害者の福祉の向上と生活の安定を図るため、手当の支給や補助金の給付を適切に行います。	福祉課
再犯防止活動推進事業	犯罪や非行をした人たちの立ち直りを支える活動に保護司会とともに取り組みます。	福祉課
成年後見制度利用促進事業	認知症のある高齢者が権利侵害に遭わないよう、地域の関係機関が連携し相談しやすい体制を整えるとともに、成年後見制度や日常生活自立支援事業を積極的に利用できるよう制度の周知を図ります。	健康推進課
市民後見推進事業	市民後見人候補者名簿から市民後見人候補を選任・推薦するとともに、養成研修修了者への定期的なフォローアップ研修を開催し、権利擁護について学びの機会を提供し市民後見人の養成を行います。	健康推進課
健康福祉推進計画策定事業 (再掲)	個人や地域におけるささえあい、助け合いを支援し、誰もが安心して元気で過ごせるつながりのある地域づくりを推進するための計画を策定します。	健康推進課 福祉課
看護師等確保対策事業	安房郡市内での就職を希望する看護学生に修学資金の貸付けを行い、看護師の確保を図ります。	健康推進課
市民活動支援事業	地域の自主的・主体的活動を推進するため、市民団体等が提案する活動に対し、事業実施に係る活動費の全部又は一部を補助することにより活動団体を支援します。	市民生活課
外国人も暮らしやすいまちづくり 事業	外国人市民も、日本人市民も共に暮らしやすい多文化共生のまちづくりを推進します。	市民生活課

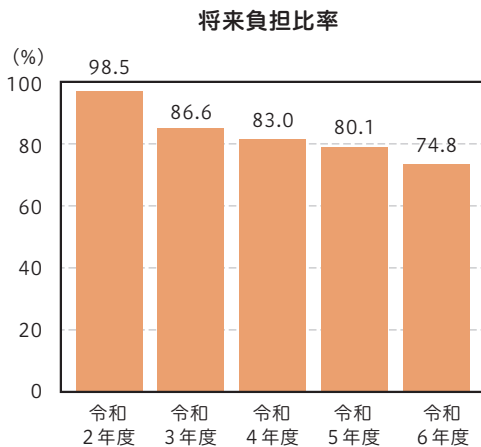
## 基本方針⑥

# 健全で効率的な行財政運営を 実現するまち

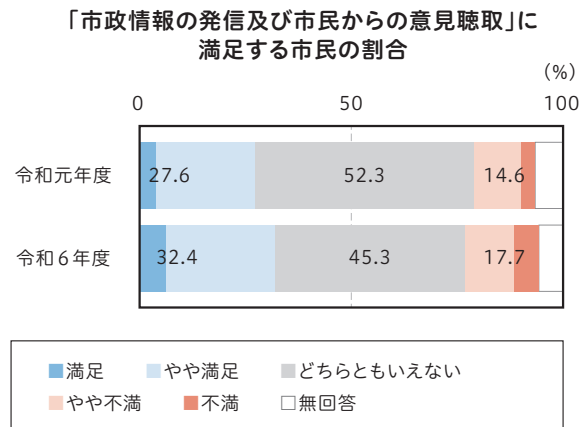


### 現状と課題

- 「市政情報の発信及び市民からの意見聴取」に満足する市民の割合は5年前から上昇していますが、市政への理解と信頼を深め、より多くの市民がまちづくりに主体的に関わるために、更なる向上が求められています。
- 本市の財政状況については、令和5年度及び令和6年度の経常収支比率は100%を超過し、経常的な経費を経常的な収入のみでは賄えない状況となっており、改善が求められています。
- 市の収入を増やすための方法について、市民会議で多く意見がありました。
- ふるさと納税額は増加傾向にあり、自主財源確保の一つの手段としての役割を担っています。



出典：千葉県「市町村の健全化判断比率及び資金不足比率の概要」



出典：鴨川市まちづくり市民アンケート

## 目指すべき姿

- デジタル化や業務改善が進み、利便性の高い行政サービスが提供されている。
- 自主財源の確保と支出の効率化で健全な財政が維持されている。

### ■ 基本目標

指標名	基準値 (基準年次)	目標値 (令和12年度)	備考
「市政情報の発信及び市民からの意見聴取」 に満足する市民の割合	32.4% (令和6年度)	向上	
将来負担比率	74.8% (令和6年度)	54.8%	

## 基本施策

### (1) 市民サービスの安定化と利便性向上

- 行政手続や情報提供のデジタル化とともに、市民のデジタルリテラシーの向上に資する取組を進め、誰もが必要なサービスに迅速・確実にアクセスできる体制を整えます。
- フロントヤード改革による、オンライン化・マイナンバーカード活用等を推進し、窓口業務の効率化と利便性向上を図ります。
- 広報誌・ホームページ・SNSを組み合わせた情報発信や市民参画機会を拡充し、信頼される行政運営を実現します。

### ■ 重要業績評価指標(KPI)

指標名	基準値 (基準年次)	目標値 (令和12年度)	備考
市ホームページの年間ページビュー数	2,486,521 回 (令和6年度)	3,000,000回	
市公式LINE登録者数	6,294 人 (令和6年度)	9,000人	
「行政サービスのデジタル化」に満足する 市民の割合	42.0% (令和6年度)	向上	

## ■ 主な取組

事業名	概要	担当課
ホームページ等運営事業	ホームページやSNSを活用し、市政情報の周知のみならず、地域の魅力や話題を、市内外へ積極的に発信します。	総務課
広報誌発行事業	市政情報を発信するため、広報かもがわを月1回発行し、新聞折り込みや公共施設、コンビニ等へ配架するほか、ホームページに掲載し、アプリ、SNSなどを使って配信します。	総務課
出張所維持管理事業	地域における身近な市役所としての役割を担っている出張所を適正に維持管理します。	市民生活課
基幹系システム維持管理事業	市の基幹系業務システムの安定稼働に努め、情報セキュリティ対策を確実に実施します。また、システムの標準化やオンライン化等、基幹系システムのDXを推進します。	総務課
情報系システム維持管理事業	情報系業務システムの安定稼働の確保と、業務効率の向上を図るため、適切な時期でのシステム、機器の更新を行うとともに、情報セキュリティ対策を確実に実施します。AI等のデジタル技術の利用推進等、情報系業務システムのDXを推進します。	総務課
市政協力員設置事業	行政情報伝達手段の一つである「回覧板」を通じて、地域コミュニティと市民一人ひとりに、きめ細やかな情報伝達を実現するため、区・町内会・隣組などから市政協力員を選任します。	市民生活課
マイナンバーカード交付事業	マイナンバーカードの普及促進と利便性の向上に努めます。	市民生活課 総務課他
証明書等コンビニ交付事業	マイナンバーカードを利用した各種証明書のコンビニ交付サービスを安定的に運用します。	市民生活課
窓口業務デジタル化推進事業	「書かない窓口」システムの運用により、市民の記入負担の軽減と滞在時間の短縮による住民サービスの向上、窓口事務全体の効率化を図ります。	市民生活課 総務課他

## (2) 健全な財政基盤の確立

- 限られた人材・財源的資源を有効活用し、デジタル技術を活用した行政事務の効率化を図りながら、持続可能な行政運営に取り組みます。
- 事業評価を基盤としたマネジメントサイクルを確立し、計画的な予算管理を推進します。
- 公共施設等総合管理計画及び公共施設等個別施設計画に基づき、施設のあり方を総合的視点から見直し、適正配置、適正管理を推進するとともに、安全かつ快適な利用環境の創出に努めます。
- 学校跡地をはじめとする遊休施設については、今後の行政需要や多様化する市民ニーズへの対応など、中長期的な視野に立った効果的な活用を検討します。
- ふるさと納税を戦略的に活用し、自主財源の強化を図ります。地域資源を活かした魅力的な返礼品の充実や寄附者の利便性向上、ポータルサイト等による情報発信の充実により、継続的な寄附の確保につなげます。
- 広告収入による新たな財源の確保にも取り組み、歳入の多様化と安定的な財政基盤の構築を進めます。

### 市民会議より主要な解決策（■はチームNo.）

7 市債の発行

8 駐車場の有料化

7 冗長的な支出のみなおし

8 持ち込みゴミの処理費の適正化

### ■ 重要業績評価指標 (KPI)

指標名	基準値 (基準年次)	目標値 (令和12年度)	備考
「行財政運営の効率化及び健全化」に不満を持つ市民の割合	28.1% (令和6年度)	改善	
遊休施設(13施設)のうち活用方策等を決定した施設数	5施設 (令和6年度)	13施設	
ふるさと納税額	598百万円 (令和6年度)	20億円	

## ■ 主な取組

事業名	概要	担当課
強い鴨川づくりに向けた財政等適正化推進事業	財政等適正化基本方針及び実施計画に基づく取組を推進し、財政調整基金の確保に努め、財政運営の健全化を図ります。	財政課
行政事業レビュー事業	行政が行う事業の質を検証し、自発的に業務を見直す仕組みとして、行政事業レビューを実施します。	財政課
業務改善事業	デジタル技術の活用等により業務プロセスや仕組みの転換を進めることで、行政サービスの質の向上と業務の効率化を図ります。	財政課
遊休施設活用推進事業	遊休施設を有効に活用する方策を検討し、その実施を図ります。土地活用にあたっては、民間事業者による活用も併せて検討します。	企画政策課
ふるさと納税推進事業	寄附金の増収による自主財源の確保を図り、地域の特産品などを返礼品とすることにより、本市のPRと地域経済の活性化を図ります。	商工観光課
地方創生応援税制推進事業 (企業版ふるさと納税)	トップセールスや既存のネットワークを活かした企業へのアプローチを行い、寄附金の増収を図るとともに、寄附企業と地域の継続的な関係性の構築を図ります。	企画政策課

## 1. 総合戦略に関する国の動向

国や地方の財政が厳しさを増す中、国は平成26年9月にまち・ひと・しごと創生本部を設置して以降、地方創生に資する取組を推進してきました。

その後、令和5年12月に「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を抜本的に改訂し、デジタル田園都市国家構想を実現するための「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を策定しました。さらに、令和7年6月に「地方創生2.0基本構想」を閣議決定、同年12月に「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を変更した「地方創生に関する総合戦略～これまでの地方創生の取組のフォローアップと推進戦略～」を策定し、「強い経済」「豊かな生活環境」「選ばれる地方」という3つの基本目標が示されています。

## 2. 総合戦略の方針

本市では、総合計画で掲げた将来都市像(地域ビジョン)「健康と観光の融合都市」を本総合戦略においても共有し、地域創生の視点からその実現を目指します。これにより、両計画の整合性を確保し、一貫したまちづくりを推進します。また、進捗管理についても、総合計画と一体的に実施します。

戦略方針は、経済成長を支援するとともに、人口減少が進む中でも“稼ぐ力”の強化により地域社会を維持していけるよう、「地方創生2.0基本構想」で示された「目指す姿」や「政策の5本柱」を踏まえながら、以下のとおり設定します。

### 戦略方針

#### 戦略方針 1

安心して暮らせる生活環境の創生

#### 戦略方針 2

付加価値創出型の新しい地域経済の創生

#### 戦略方針 3

人や企業の集積と産学官の多様な  
ネットワークの形成

#### 戦略方針 4

新時代のインフラ整備と  
AI・デジタルなどの新技術の徹底活用

#### 戦略方針 5

広域リージョン連携

### 3. 施策の展開

#### 戦略方針 1

## 安心して暮らせる生活環境の創生

#### ■ 基本目標

指標名	基準値 (基準年次)	目標値 (令和12年度)	備考
人口に占める就業者の割合	48.6% (令和2年)	向上	
住んでいる地域での暮らしの満足度	54.0% (令和6年度)	向上	
地区コミュニティ施設の充実や地域活動促進の満足度	21.3% (令和6年度)	向上	
自然災害に対する防災対策の充実 (避難所の整備など)の満足度	24.2% (令和6年度)	向上	

#### 施策の方向性

- 本市の豊かな自然環境や文化、景観等の地域資源の活用により、誰もがまちの魅力を実感できる地域づくりを推進するとともに、子育て世代や若者、女性など、さまざまな人々が尊重され、生きがいを持って暮らすことができるよう、地域全体で切れ目のない支援の充実を図ります。
- 人口が減少するなかでも人々の暮らしを取り巻く環境の変化に対応しつつ、豊かに暮らすための生活基盤を適切に整備・維持するとともに、市民活動の促進及び事業者・行政の連携と協働により地域防災力を強化し、安心・安全かつ持続可能な社会の実現を目指します。

#### ■ 重要業績評価指標(KPI)

指標名	基準値 (基準年次)	目標値 (令和12年度)	備考
「鉄道の利用しやすさ」に不満を持つ市民の割合	67.4% (令和6年度)	改善	
「路線バスの利用しやすさ」に不満を持つ市民の割合	71.0% (令和6年度)	改善	
「高速バスの利用しやすさ」に不満を持つ市民の割合	40.0% (令和6年度)	改善	
空き家の情報受理件数に対する改善率	50.0% (令和6年度)	55.0%	
防災訓練参加者数(累計)	—	1,823人	
子育ては楽しいと感じる保護者の割合	97.6% (令和6年度)	向上	
学校が楽しいと感じる児童生徒の割合	90.2% (令和6年度)	向上	
見守りネットワーク事業協定を締結した事業所数(累計)	23事業所 (令和6年度)	28事業所	

## ■ 主な取組

地域公共交通確保対策事業	住宅用設備等脱炭素化促進事業
森林整備事業	災害対策事業
市道整備事業	防犯対策事業
社会資本整備総合交付金事業	小・中学校施設改修事業
安房郡市広域市町村圏事務組合(水道事業)	子ども医療費給付事業
衛生センター更新事業	市民活動支援事業
広域廃棄物処理事業	外国人も暮らしやすいまちづくり事業
住宅・建築物耐震改修等事業	

## 戦略方針 2

# 付加価値創出型の新しい地域経済の創生

## ■ 基本目標

指標名	基準値 (基準年次)	目標値 (令和12年度)	備考
観光消費額	39,784百万円 (令和6年)	43,762百万円	
市内企業の付加価値額	545億円 (令和3年)	拡大	
年間観光入込客数	2,749千人 (令和6年)	3,024千人	

## 施策の方向性

- 本市の多様な魅力を広く発信して、まち全体の活力向上を図るとともに、自然環境や地域資源を活かした新たな観光コンテンツの開発や、既存施設の活用検討・機能拡充による賑わい創出を図り、観光消費額の拡大及び観光都市としての高付加価値化に取り組みます。
- 地域を支える産業の維持・成長を図るため、既存の産業や地域資源を基盤とした新たな事業展開や商品の高付加価値化を推進し、地域経済を下支える産業構造の強化を目指します。

### ■ 重要業績評価指標(KPI)

指標名	基準値 (基準年次)	目標値 (令和12年度)	備考
市内事業所数(製造業・小売業)	427件 (令和3年)	427件	
年間宿泊者数	769千人泊 (令和6年)	846千人泊	
里のMUJIみんなみの里の年間入込客数	326,869人 (令和6年度)	376,000人	
鴨川オーシャンパークの年間入込客数	332,272人 (令和6年度)	340,000人	
総合運動施設の年間利用者数	139,041人 (令和6年度)	145,000人	
小湊さとうみ学校利用者数	23,151人 (令和6年度)	25,000人	
遊休施設(13施設)のうち活用方策等を決定した施設数	5施設 (令和6年度)	13施設	
ふるさと納税額	598百万円 (令和6年度)	20億円	

### ■ 主な取組

交流拠点の再編・整備事業	オーシャンパーク管理事業
農業振興事業	遊休施設活用推進事業
水産業振興補助事業	ふるさと納税推進事業
中小企業経営等支援事業	地方創生応援税制推進事業(企業版ふるさと納税)
観光客誘致イベント支援事業	小湊さとうみ学校管理運営事業
海辺の魅力づくり推進事業	総合運動施設整備事業
観光プロモーション事業	スポーツによる地域活性化の推進
魅力体験広場維持管理事業	文化財保護事業
観光振興検討事業	

## 人や企業の集積と産学官の多様なネットワークの形成

### ■ 基本目標

指標名	基準値 (基準年次)	目標値 (令和12年度)	備考
転入者数	1,523人 (令和6年)	向上	転出者と 同数を旨す
転出者数	1,679人 (令和6年)	減少	転入者と 同数を旨す
市内の事業所数	1,801事業所 (令和3年)	増加	

### 施策の方向性

- 市外在住者やゆかりのある人材との関わりを広げ、交流・体験・滞在を通じて、関係人口の拡大を図ります。ふるさと回帰支援センターや空き家バンク等を活用し、帰郷意識の醸成と定住への発展を促します。
- 戦略的な企業誘致や創業支援により、人材・企業の本市への集積を促し、新たな雇用と投資を創出します。産学官の多様な連携と都市との交流を進め、地域経済の稼ぐ力を強化し、新産業や高付加価値型産業の創出を目指します。

### ■ 重要業績評価指標(KPI)

指標名	基準値 (基準年次)	目標値 (令和12年度)	備考
鴨川市ふるさと回帰支援センターを介した年間移住者数	66人 (令和6年度)	70人	
ふるさとハローワークの紹介による就業者数(累計)	4,705人 (平成26年度~令和6年度)	6,205人	
遊休施設(13施設)のうち活用方策等を決定した施設数(再掲)	5施設 (令和6年度)	13施設	
ふるさと納税額(再掲)	598百万円 (令和6年度)	20億円	

### ■ 主な取組

移住定住支援事業	鴨川市ふるさと回帰支援センターの運営
ふるさとハローワーク機能強化事業	空き家バンク制度の運用
里山オフィス管理運営事業	移住就業支援金の交付
遊休施設活用推進事業	ふるさと住民登録制度の活用
奨学金を活用した若者の定着促進事業	企業立地等促進事業

## 戦略方針 4

新時代のインフラ整備と  
AI・デジタルなどの新技術の徹底活用

## ■ 基本目標

指標名	基準値 (基準年次)	目標値 (令和12年度)	備考
「市政情報の発信及び市民からの意見聴取」 に満足する市民の割合	32.4% (令和6年度)	向上	

## 施策の方向性

- 鴨川DX推進計画に基づき、行政手続や情報提供のデジタル化を進め、マイナンバーカードの活用やオンライン化によって、窓口業務の効率化と利便性の向上を図るとともに、誰もが必要なサービスに迅速・確実にアクセスできる環境整備を推進します。
- 農林水産業、地域交通、防災、教育など多様な分野におけるデジタル等新たな技術を積極的に活用し、地域課題解決の推進と官民連携によるスマート化を図ります。

## ■ 重要業績評価指標(KPI)

指標名	基準値 (基準年次)	目標値 (令和12年度)	備考
市ホームページの年間ページビュー数	2,486,521回 (令和6年度)	3,000,000回	
市公式LINE登録者数	6,294人 (令和6年度)	9,000人	
「行政サービスのデジタル化」に満足する 市民の割合	42.0% (令和6年度)	向上	

## ■ 主な取組

公共交通のICT導入	産業のスマート化に関する事業
情報系システム維持管理事業	防災情報伝達事業
マイナンバーカード交付事業	小・中学校教育コンピュータ管理事業
証明書等コンビニ交付事業	ホームページ等運営事業
窓口業務デジタル化推進事業	基幹系システム維持管理事業

■ 基本目標

指標名	基準値 (基準年次)	目標値 (令和12年度)	備考
国際交流、姉妹・友好都市との交流活動の促進の満足度	20.1% (令和6年度)	向上	
大学との連携・協働による地域課題などへの取組の促進の満足度	14.1% (令和6年度)	向上	

施策の方向性

- 近隣市町と連携したコンパクト・プラス・ネットワークの推進により、広域事業展開及び施設の効率的な維持・管理を行い、持続可能な生活基盤の構築と体制強化を進めるとともに、適正な財源確保と投資の合理化を図ります。
- 市民一人ひとりが主体的に学びあえる交流の場づくりを推進するため、大学等と連携し多世代が集える拠点の計画的な整備と効率的な運営を行うほか、企業や大学、研究機関などの多様な主体と連携し、地域経済の成長につながる施策を面的かつ分野横断的に展開することができる仕組みづくりを推進します。

■ 重要業績評価指標(KPI)

指標名	基準値 (基準年次)	目標値 (令和12年度)	備考
教育機関との協定締結件数(累計)	—	5件	
「行財政運営の効率化及び健全化」に不満を持つ市民の割合	28.1% (令和6年度)	改善	

■ 主な取組

安房郡市広域市町村圏事務組合費(水道事業)	青少年海外派遣事業
安房郡市広域市町村圏事務組合費(火葬場運営)	大学等交流事業
広域廃棄物処理事業	国内姉妹都市等交流事業
安房郡市広域市町村圏事務組合費(常備消防費)	マリーンズ交流推進事業

## 1. 鴨川市基本構想に関する条例

### ○鴨川市基本構想に関する条例

平成26年12月24日

条例第19号

#### (目的)

第1条 この条例は、鴨川市基本構想(以下「基本構想」という。)の策定に関する事項、位置付け等について定めることを目的とする。

#### (基本構想の策定)

第2条 市は、総合的かつ計画的な行政運営を図るための指針として、基本構想を策定するものとする。

#### (基本構想の位置付け)

第3条 基本構想は、まちづくりの最も基本的な指針とする。

#### (基本構想の内容等)

第4条 基本構想は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 市が目指す将来都市像
- (2) まちづくりの基本的な方針
- (3) 土地利用に関する基本的な方針
- (4) その他まちづくりに関する基本的な事項

2 基本構想の期間は、10年を基本として、当該基本構想において定めるものとする。

#### (基本構想の変更)

第5条 市は、経済社会情勢等の変化に伴い基本構想を見直す必要が生じたときは、これを変更することができる。

#### (市民の意見の反映)

第6条 市は、基本構想の策定又は変更をしようとするときは、市民の参画の機会を設け、及びその意見を反映させるよう努めるものとする。

#### (議会の議決)

第7条 市は、基本構想の策定又は変更をしようとするときは、議会の議決を経なければならない。ただし、基本構想の趣旨の変更を伴わない軽微な変更については、この限りでない。

#### (公表)

第8条 市は、基本構想の策定又は変更をしたときは、これを公表するものとする。

#### (委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、基本構想の策定等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 2. 鴨川市附属機関設置条例

### ○鴨川市附属機関設置条例(鴨川市総合計画審議会に係る部分のみ抜粋)

平成31年3月25日

条例第4号

#### (趣旨)

第1条 この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めのあるもののほか、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項及び地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第14条の規定に基づく附属機関(以下「附属機関」という。)の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (設置)

第2条 市長(水道事業管理者の権限を行う市長を含む。以下同じ。)及び教育委員会の附属機関として別表に掲げる附属機関を置く。

- 2 前項の附属機関において担任する事務並びに当該附属機関の組織並びに委員の定数、構成及び任期は、それぞれ別表各欄に定めるとおりとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### (委嘱等)

第3条 委員は、市長(教育委員会の附属機関にあっては、教育委員会。第6条において同じ。)が委嘱し、又は任命する。

- 2 委員は、再任を妨げない。

#### (会長、副会長等)

第4条 会長又は委員長(以下この条及び次条において単に「会長」という。)及び副会長又は副委員長(第3項において単に「副会長」という。)は、委員の互選により定める。

- 2 会長は、附属機関を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。この場合において、副会長が2人以上あるときは、あらかじめ会長が定めた順序で、その職務を代理する。

#### (会議)

第5条 附属機関の会議(以下この条において「会議」という。)は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、関係者の会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は関係者に資料の提出を求めることができる。
- 5 前各項に規定するもののほか、会議の議事及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

#### (委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

#### (施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。 ※附則2～14は省略

## 別表(第2条関係)

## 1 市長の附属機関

名称	担任する事務	組織	定数	構成	任期
鴨川市 総合計画 審議会	市長の諮問に応じ、 総合計画及びまち・ ひと・しごと創生総 合戦略に関する事 項について調査審 議を行うこと。	会長1人、 副会長1人 及びこれら 以外の委員	15人以内	(1)産業、行政、教育、 金融、労働及び報道 の関係者のうち市長 が必要と認める者  (2)識見を有する者	委嘱の日から 諮問に係る調 査審議が終了 するまで

## 3. 鴨川市総合計画審議会委員名簿

分野	氏名	備考
産業	飯塚 和夫	
産業	田原 智之	
産業	島田 誠一	会長
産業	鈴木 健史	
産業	海老原 正明	
産業	立野 慶子	副会長
教育	田中 美恵子 大滝 令嗣	令和7年7月15日まで 令和7年7月16日から
金融	村井 利美和 田村 知己 小松 直樹 内藤 泰隆	令和6年11月20日まで 令和6年11月21日から令和7年5月11日まで 令和7年5月12日から令和7年11月10日まで 令和7年11月11日から
労働	伊熊 雅美	
報道	伊丹 賢	
士業	村田 智子	
識見者	北本 綾子	
識見者	須藤 理恵	令和7年5月12日から
識見者	高橋 哲	令和7年5月12日から
公募委員	石井 一久	
公募委員	鈴木 友里恵	令和7年4月18日まで

※委嘱期間：令和6年8月19日～令和8年3月12日

(順不同、敬称略)

## 4. 計画策定の経過

年 月 日	備考
令和6年8月19日	令和6年度鴨川市総合計画審議会第1回会議
令和6年8月30日	市議会へ策定の基本方針等の報告
令和6年10月23日～ 令和6年11月12日	地区別懇談会(市内12地区)を開催
令和6年11月21日	令和6年度鴨川市総合計画審議会第2回会議
令和6年12月11日～ 令和7年1月6日	鴨川市まちづくりアンケート
令和7年1月20日	令和6年度鴨川市総合計画審議会第3回会議
令和7年1月22日	鴨川ふるさと会との意見交換
令和7年5月12日	令和7年度鴨川市総合計画審議会第1回会議
令和7年7月16日	令和7年度鴨川市総合計画審議会第2回会議
令和7年8月16日	第1回まちづくり市民会議
令和7年8月22日	市議会へ第3次基本構想素案の報告
令和7年8月30日	第2回まちづくり市民会議
令和7年9月24日	令和7年度鴨川市総合計画審議会第3回会議
令和7年9月25日	市議会へ第3次基本構想原案及び第5次5か年計画素案の協議
令和7年10月21日	団体長会議
令和7年10月1日～ 令和7年10月30日	第3次鴨川市基本構想パブリックコメントの募集
令和7年11月11日	令和7年度鴨川市総合計画審議会第4回会議
令和7年11月21日	市議会へ第3次基本構想案及び第5次5か年計画素案の報告
令和7年12月18日	第3次鴨川市基本構想を定めることについて市議会で可決
令和8年1月15日	令和7年度鴨川市総合計画審議会第5回会議
令和8年1月20日	市議会へ第5次5か年計画案の協議
令和8年1月29日～ 令和8年2月27日	鴨川市第5次5か年計画パブリックコメントの募集
令和8年3月12日	令和7年度鴨川市総合計画審議会第6回会議(答申)
令和8年3月	第3次鴨川市総合計画の決定

## 5. 計画策定に向けた取組の概要

### (1) 地区別懇談会

#### ●趣旨

地域の課題やその地域の将来像などについて、市民から意見、要望等を聴取することを目的として、市内12地区において開催しました。

#### ●開催概要

地区	日程	会場	参加人数(人)
天津	令和6年10月23日(水)午後6時30分～午後8時	ふるさとシアター	27
大山	令和6年10月24日(木)午後6時30分～午後8時	大山公民館	27
曾呂	令和6年10月25日(金)午後6時30分～午後8時	曾呂公民館	25
小湊	令和6年10月28日(月)午後6時30分～午後8時	コミュニティセンター小湊	33
西条	令和6年10月29日(火)午後6時30分～午後8時	西条公民館	24
東条	令和6年10月30日(水)午後6時30分～午後8時	東条公民館	17
主基	令和6年10月31日(木)午後6時30分～午後8時	主基公民館	14
田原	令和6年11月1日(金)午後6時30分～午後8時	田原公民館	21
鴨川	令和6年11月4日(月)午後2時～午後3時30分	鴨川市役所	36
江見	令和6年11月5日(火)午後6時30分～午後8時	江見公民館	19
吉尾	令和6年11月8日(金)午後6時30分～午後8時	吉尾公民館	31
太海	令和6年11月12日(火)午後6時30分～午後8時	太海公民館	29
計			延べ303

#### ●開催概要 ※各地区(会場)共通

内容	ア 開会、特別職等の紹介、市長挨拶 イ 施策などの報告 (ア) 新たな鴨川市総合計画の策定について (イ) 城西国際大学安房キャンパスの活用に向けた取組について ウ 質疑応答 エ 閉会
----	---

## (2)まちづくりアンケート

### ●趣旨

現行計画における取組の成果を総括し、社会情勢を踏まえた課題に的確に対応するとともに、本市の地域特性・地域資源を生かした施策展開を図るため、市民の意識やニーズ等を把握・集約することを目的として、実施しました。

### ●実施概要

調査対象者	鴨川市在住の16歳以上の市民 3,000人
抽出方法	住民基本台帳より無作為抽出法
調査期間	令和6年12月11日(水)～令和7年1月6日(月)
調査方法	郵送配布、郵送またはインターネットによる回答
有効回答数(率)	1,013票(33.8%)

## (3)鴨川ふるさと会との意見交換

### ●趣旨

市外からの視点の意見を聴取するため、本市出身者で構成する鴨川ふるさと会との意見交換等を実施しました。

### ●開催概要

日時	令和7年1月22日(火)午後4時30分～5時30分
場所	ホテルグランドヒル市ヶ谷
参加人数	18名
内容	鴨川ふるさと会臨時総会の第2部として市政懇談会を開催し、長谷川市長による市政概要の説明及び意見交換を行った。

## (4)まちづくり市民会議

### ●趣旨

市政等に関する課題を幅広く把握し、解決に向けた多様な意見を収集することを目的として、「より良いまちづくりのために、市が解決すべき課題」をテーマに、市民及び中学生によるワークショップ形式で実施しました。

### ●実施方法

地域や年代を考慮したチームに分かれ、ファシリテーターが全チームに指示を出しながら、チームリーダーが主軸となってグループワークを行いました。

## ●開催概要

	第1回	第2回
日時	令和7年8月16日(土) 午後1時30分～午後4時	令和7年8月30日(土) 午後1時30分～午後4時
場所	鴨川市役所4階大会議室	鴨川市役所4階大会議室
参加人数	41名(市民31名、中学生10名)	33名(市民30名、中学生3名)
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開会挨拶</li> <li>1. まちづくり市民会議の概要               <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 市長挨拶・まちづくり市民会議の主旨説明</li> <li>(2) 基本講義</li> <li>(3) チームワーク</li> </ul> </li> <li>2. 第1会議「より良いまちづくりのために、市が解決すべき課題」の抽出・発表</li> <li>・閉会挨拶</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開会挨拶</li> <li>1. 第2会議「最重要課題の解決案」の作成・発表</li> <li>・市長挨拶</li> <li>・閉会挨拶</li> </ul>

## (5) 団体長会議

## ●趣旨

幅広い施策分野毎の意見等を反映した計画策定等に資するため、市内において活動する各種団体の代表者との意見交換等を実施しました。

## ●開催概要

日時	令和7年10月21日(火)午後1時30分～3時
場所	鴨川市役所4階大会議室
出席団体等数	27団体
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>①主催者あいさつ</li> <li>②説明               <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 新たな鴨川市総合計画の策定と鴨川市の概況について</li> <li>(2) 第3次鴨川市基本構想(原案)及び第5次5か年計画(素案)について</li> </ul> </li> <li>③意見交換</li> <li>④その他</li> </ul>

## 6.用語一覧

	用語	解説
あ	空き家バンク	鴨川市に移住や二地域居住を希望する方、鴨川市に定住し続けたい方などに対し、購入や賃貸が可能な市内の空き家を紹介する仕組み。空き家の所有者が“売りたい・貸したい空き家”を登録し、その情報を見て“買いたい・借りたいという方”との橋渡しを市と鴨川市ふるさと回帰支援センターが協力して行うもの。
い	一般廃棄物中継施設	鴨川清掃センターで処理または一時保管を行っている燃やせるごみ、粗大ごみ、不燃ごみ及び資源ごみを、他地域へ搬出または一時保管するための中継施設。効率的な収集運搬のために市が整備を計画している施設。なお、不燃ごみ及び資源ごみは、収集後に一時保管が必要なことから、その施設にはストックヤードの整備も予定している。
	インクルーシブ教育システム	障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組み。
お	温室効果ガス	地球温暖化に影響を及ぼす二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロンガスなどをいう。
か	介護予防	高齢者が要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止を目的として行われる取組のこと。
け	健康寿命	健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のこと。
こ	広域リージョン	都道府県域を超えて、複数の自治体、企業、大学、研究機関などから構成される、地域全体の成長やイノベーション創出を目指すための新たな連携の枠組み。
	合計特殊出生率	15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。
	国土強靱化地域計画	強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法に基づく計画で、国土強靱化に係る国の他の計画等の指針となるものが国土強靱化計画。地域計画は、国土強靱化に係る都道府県・市区町村の他の計画等の指針となるべきものとして地方公共団体が作成するもの。
	コミュニティスクール	保護者や地域が学校の様々な課題解決に参画し、それぞれの立場で主体的に子供たちの成長を支えていくための仕組み。
さ	財政調整基金	地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するために設置する基金。
し	ジェンダー平等	SDGsの17の目標のうちの一つ。あらゆる場所におけるすべての女性及び女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するなどの取組。
	自助・共助・公助	「自助」とは、災害が発生したときに、まず自分自身の身の安全を守ること。この中には家族も含まれる。「共助」とは、地域やコミュニティといった周囲の人たちが協力して助け合うこと。市町村や消防、県や警察、自衛隊といった公的機関による救助・援助が「公助」。
	住宅ストック	既存住宅。ストックは、整備された社会資本（インフラ）をいう。
	将来負担比率	地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率。地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標。
す	スポーツコミッション	地方公共団体とスポーツ団体、観光産業などの民間企業が一体となって組織された団体。
せ	成年後見制度	認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々は、財産を管理したり、契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要があっても、自分でこれらのことをするのが難しい場合がある。このような判断能力の不十分な方々を保護し、支援する制度。
ち	地域学校協働活動支援員	教育委員会の施策に協力して、地域と学校との情報共有や活動を行う地域住民等への助言などを行う。社会教育法に位置付けがあり、従来の学校支援地域本部や放課後子ども教室等の活動において、地域住民等と学校との連絡調整を行う「地域コーディネーター」や、地域コーディネーター間の連絡調整等を行う「統括コーディネーター」を、新たに「地域学校協働活動推進員」として教育委員会が委嘱することが可能となった。
	地域公共交通計画	目指すべき地域の姿を実現するための公共交通サービスに関する計画であり、上位にある“まちづくり計画（自治体が目指す姿）”のどの部分をどのような交通で実現するのかを示したものの。

	用語	解説
ち	地域包括ケア/ 地域包括ケアシステム	重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されること。
て	デジタルリテラシー	もともとは「識字力=文字を読み書きする能力」という意味だが、近年は「情報リテラシー」や「ICTリテラシー」のように、その分野における知識、教養、能力という意味で用いられることが多い。デジタル技術などICTを理解し、使いこなせる知識。
と	都市下水路	主に市街地の雨水を排除することにより浸水被害を防ぐ施設であり、設置及び管理などは原則として市町村が行う。
	都市計画マスタープラン	正式には「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」。人口、人や物の動き、土地の利用のしかた、公共施設の整備などについて将来の見通しや目標を明らかにし、将来のまちをどのようにしていきたいかを具体的に定めるもの。
	土曜スクール	小学校の余裕教室等を活用して、地域の多様な方々の参画を得て、子ども達とともに学習やスポーツ・文化活動等の取組。鴨川市では、これを「土曜スクール」として各地域単位で実施している。
に	日本型直接支払制度	「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき、農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図るため、地域の共同活動、中山間地域等における農業生産活動、自然環境の保全に資する農業生産活動を支援する制度。
の	農業用ため池	農業用に利用されるため池をいう。近年、豪雨等により多くの農業用ため池が被災し甚大な被害が発生したことから、農業用ため池の情報を適切に把握し、決壊による災害を防止するため、農業用ため池の管理及び保全に関する法律が制定された。これにより、所有者や管理者は、施設に関する情報を県への届出が必要になるなど、管理・保全のための制度が整えられた。
は	排水機場	ポンプによって河川または水路の流水を河岸、または堤防を横断して排水するために、河岸または堤防の付近に設けられる施設であって、ポンプ場とその付属施設(吐出水槽、桶門等)の総称。
ふ	フレイル	年をとって体や心の働き、社会的なつながりが弱くなった状態を指す。そのまま放置すると、要介護状態になる可能性がある。
め	メタボリックシンドローム	内臓脂肪型肥満を基にして、境界型糖尿病、脂質代謝異常、高血圧、脂肪肝などの病気が、ひとりの人に重なり合って起こってくる病態(疾患)のこと。
ら	ライフコースアプローチ	健康づくりにおいて、胎児期から高齢期に至るまでの人の生涯を経時的に捉える観点。
ろ	6次産業化	一次産業としての農林漁業と、二次産業としての製造業、三次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組。
	ロコモティブシンドローム	加齢等による運動器の障害のために移動機能の低下をきたした状態。進行すると、将来介護が必要になるリスクが高くなる。
A	AI	Artificial Intelligence。人工知能。コンピュータプログラムを作る科学技術。人間の思考プロセスと同じような形で動作するプログラム全般をAI、AIのうち、人間の学習に相当する仕組みをコンピュータで実現したものを機械学習、機械学習のうち、多数の層からなるニューラルネットワークを用いるものを深層学習(ディープラーニング)という。
D	DMO	Destination Management/Marketing Organization。観光地の一体的なブランドづくり、情報発信・プロモーション、マーケティング、戦略策定等について、地域が主体となって行う観光地域づくりの推進組織。
	DV	Domestic Violence。夫婦・恋人・婚約者・元恋人・元夫婦などの親密な関係で、主に男性から女性に対して行使される暴力的言動のこと。
	DX	Digital Transformation。ICT(情報通信技術)の浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること。
I	ICT	Information and Communication Technology。情報通信技術。
S	SDGs	Sustainable Development Goals website。持続可能な開発目標。人間、地球及び繁栄のための行動計画として平成27(2015)年に国連で採択された。
	SNS	Social Networking Service。FacebookやLINEなどのインターネット上の交流を通じた社会的ネットワークサービスのこと。

## 鴨川市総合計画審議会への諮問及び答申

鴨企政第933号  
令和6年8月19日

鴨川市総合計画審議会  
会長 島田 誠一 様

鴨川市長 長谷川 孝夫

総合計画及びまち・ひと・しごと創生総合戦略について(諮問)

鴨川市附属機関設置条例(平成31年鴨川市条例第4号)第2条の規定に基づき、鴨川市総合計画及び鴨川市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定に当たり、貴審議会の意見を求めます。

令和8年3月12日

鴨川市長 佐々木 久之 様

鴨川市総合計画審議会  
会長 島田 誠一

## 総合計画及びまち・ひと・しごと創生総合戦略について(答申)

令和6年8月19日付け鴨企政第933号で諮問のありました鴨川市総合計画及び鴨川市まち・ひと・しごと創生総合戦略については、本審議会において慎重なる調査及び審議を行った結果、別添の第3次鴨川市総合計画(案)は、令和8年度以降を担う本市の新たな総合計画として妥当なものと認めます。

なお、総合計画の推進に当たっては、下記の事項に十分配慮して各施策を着実に実施し、所期の目的を達成していただくよう要望します。

## 記

- 1 将来都市像「健康と観光の融合都市 自然と共に生きるウェルネスシティ鴨川」の実現に向け、本市の地域特性や地域資源を最大限に活用し、まちの魅力向上に努めていただきたい。
- 2 市民との協働と、産・官・学・金・労・言・士の連携を基調としたまちづくりを推進するように努めていただきたい。
- 3 想定を上回る人口減少・少子高齢化の加速に加え、気候変動に伴う豪雨災害の頻発・激甚化、地域の担い手不足、医療・介護ニーズの増大、さらには物価高騰など、本市を取り巻く環境が大きく変化する中で、時代に即した柔軟な事業の実施に努めていただきたい。
- 4 計画に位置付けた施策、事業については、PDCAサイクルを循環させ、必要に応じて適切に見直しや改善を図っていただきたい。

## 第3次鴨川市総合計画

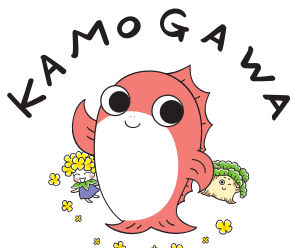
- 第3次鴨川市基本構想 ● 鴨川市第5次5か年計画
- 第3期鴨川市まち・ひと・しごと創生総合戦略

## 健康と観光の融合都市

自然と共に生きるウェルネスシティ鴨川

令和8年3月 発行

編集・発行 鴨川市企画政策課  
〒296-8601 千葉県鴨川市横渚1450  
☎ 04-7093-7828  
URL <https://www.city.kamogawa.lg.jp/>



©鴨川市2010